

第5次

四日市市障害者計画

令和6年度～令和10年度

互いに違いを認め合い、
自分らしく暮らせる社会の実現



令和6年3月
四日市市

目次

I	計画策定にあたって	1
	1. はじめに	1
	2. 計画の位置付け	2
	3. 計画の期間	3
II	基本的な考え方（総論）	4
	1. 基本理念	4
	2. 重点施策	4
	3. 施策体系	6
III	基本的施策（各論）	8
	1. 理解と交流の促進	8
	2. 保健・医療の充実	17
	3. 教育の充実	24
	4. 生活環境の整備	32
	5. 防災・防犯体制の充実	38
	6. 雇用・就労の促進	42
	7. 生活支援の充実	48
IV	統計データでみる四日市市	55
	1. 人口の状況	55
	2. 障害のある人の現状と推移	56
	3. アンケート調査でみる四日市市	64
V	計画の推進にあたって	95
	参考資料	96
	○策定経過	96
	○障害者施策推進協議会要綱	97
	○障害者施策推進協議会委員名簿	99
	○令和5年度障害者施策推進協議会 幹事名簿	100
	○用語解説	101

I 計画策定にあたって

1. はじめに

四日市市（以下「本市」という。）では、本市における障害者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図り、今後も障害福祉に関する取り組みを着実に推進していくため、平成31年3月に「第4次四日市市障害者計画」を策定し、「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現」を基本理念として、計画的に障害者施策を推進してきました。

その間、我が国の障害のある人を取り巻く状況については、平成30年以降、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」という。）、令和2年には、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律、令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されました。また、令和6年4月からは、改正障害者差別解消法の施行により、行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化されるなど、障害者施策の充実と多様化が進んでいます。

国においては、これらの法律の改正等を踏まえつつ、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国が講ずる障害者施策の基本的な方向を定める「第5次障害者基本計画」が令和5年3月に策定されました。また、三重県においても、国の動きや、県内の障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和5年度に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が改定されました。

このような中、「第4次四日市市障害者計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、関連する計画や法令との整合、障害のある人とその家族が抱えるニーズ、第4次四日市市障害者計画の進捗状況などを踏まえ、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年度から令和10年度を対象とする「第5次四日市市障害者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付け

1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として、本市における障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な計画となります。

障害者総合支援法に基づき実施される障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づき実施される障害児通所支援等のサービス提供量と提供体制を確保するための実施計画となる「第7期四日市市障害福祉計画・第3期四日市市障害児福祉計画」については、本計画に包含される計画となります。

2) 他計画との関係

本計画については、国の「第5次障害者基本計画」及び三重県の「みえ障害者共生社会づくりプラン」を基本として、本市のあらゆる分野における施策展開を総括する「四日市市総合計画（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）」の4つの将来都市像のうち、障害福祉分野に関わる「健康・生活充実都市」を具体化するための基本的方向を示すものとして策定しました。

また、本計画は、社会福祉法に基づく「第5次四日市市地域福祉計画」（令和6年度～令和10年度）に包括され、その実効性をより高めるために、健康増進法及び食育基本法に基づく「第3次四日市市保健医療推進プラン」、介護保険法に基づく「第9次四日市市介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づく「第10次四日市市高齢者福祉計画」、子ども・子育て支援法に基づく「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」等の計画の中で、障害のある人の福祉に関する事項と相互に整合、調和を図りながら策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、この間の法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
四日市市総合計画 2020～2029									
第4次	第5次四日市市障害者計画					第6次			
第6期	第7期 四日市市障害福祉計画			第8期		第9期			
第2期	第3期 四日市市障害児福祉計画			第4期		第5期			

Ⅱ 基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

基本理念については、第4次四日市市障害者計画の理念を引き継ぎ「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現」を、行政を中心として、市民、関係団体や事業者など四日市市にかかわるすべての人が一体となって目指します。

互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現

2. 重点施策

基本理念を達成するため、3つの「重点施策」を設定し、横断的な取り組みを推進していきます。

重点施策1 障害のある人を総合的に支えることのできる支援体制づくり

- 障害のある人を総合的に支えることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労、防災・防犯などの関係機関のほか、障害福祉サービス提供事業者や民間企業、NPO法人、地域住民団体など、多機関が連携して支援に取り組みます。
- 障害のある人のみならず、高齢や生活困窮等に起因する複雑化・複合的な課題を抱える人の相談については、令和5年度から開始された重層的支援体制整備事業のしくみを活用し、他分野との連携を図ることにより、必要な支援を行うことができるよう、相談体制・情報提供体制の充実に取り組みます。

重点施策1 障害のある人を総合的に支えることのできる支援体制づくり

基幹相談支援センターの設置による総合的な相談体制の強化

地域福祉計画との連携・多機関の協働による相談体制・情報提供体制の充実

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会を通じたネットワークの強化

重点施策2 それぞれの障害特性や生活状況等に応じたきめ細やかな支援の実施

- 障害のある人一人ひとりの障害特性、障害の状態、生活実態等に応じたニーズの的確な把握に努め、障害のある人が生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援の実施に取り組みます。
- 障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、地域との連携に努め、地域内での支え合いの推進や、災害時の体制整備に取り組みます。

重点施策2 それぞれの障害特性や生活状況等に応じたきめ細やかな支援の実施

障害の特性に応じた多様な生活支援、保育・教育支援、就労支援の促進

防災、防犯体制の強化

重点施策3 障害のある人への理解と社会参加の促進

- 「障害者差別解消法」の施行により、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮が進められてきており、令和6年4月からは、行政機関と同様に、民間の事業所においても合理的配慮が義務化されます。「障害者差別解消法」及び「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」の理念を踏まえ、障害のある人への理解が浸透、定着していくよう、啓発等に取り組んでいきます。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、全ての障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通支援に係る取り組みを積極的に推進します。

重点施策3 障害のある人への理解と社会参加の促進

権利擁護の推進及び虐待の防止

「障害者差別解消法」及び「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」に基づく啓発・取り組みの推進

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

3. 施策体系

基本的施策	中項目	小項目	
1. 理解と交流の促進	1) 啓発・広報活動の充実	(1) 啓発・広報活動の推進	
		(2) 障害についての正しい理解の促進	
		(3) 交流機会の充実	
	2) 差別の解消・権利擁護の推進	(1) あらゆる場面における障害者差別の解消	
		(2) 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護	
	3) 福祉教育の充実	(1) 学校、地域、職場における理解の促進	
	4) 地域福祉活動の促進	(1) ボランティアの養成	
		(2) ボランティア活動の促進	
		(3) 福祉の風土づくりの推進	
	2. 保健・医療の充実	1) こころと体の健康づくりの推進	(1) 子どもの健やかな成長
			(2) 健康づくりの推進
			(3) こころの健康づくりの推進
2) 早期から学齢期にかける発達支援の充実		(1) 障害のある子どもの保育体制の整備	
		(2) あけぼの学園における発達支援の整備	
		(3) 相談・支援体制の充実	
3) 医療・リハビリテーションの充実		(1) 医療の充実	
		(2) リハビリテーションの充実	
4) 保健・医療・福祉の連携強化		(1) 保健・医療・福祉の連携強化	
3. 教育の充実		1) 就学前教育の充実	(1) 相談・支援体制の整備
			(2) 就学支援の充実
			(3) 4歳児から8歳児までの発達支援
	2) 学校教育の充実	(1) 教育相談機能の充実	
		(2) 特別支援教育体制の確立	
		(3) 福祉教育の推進	
		(4) 教育施設の整備（バリアフリー化）	
	3) 社会教育の充実	(1) 学習機会の充実	
		(2) 学習環境の整備	
		(3) スポーツ活動の啓発	
		(4) 放課後児童の活動の場の充実	

基本的施策	中項目	小項目
4. 生活環境の整備	1)福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉環境の整備・充実
	2)住環境整備の促進	(1) 市営住宅のバリアフリー化
		(2) 住宅改修の促進・支援
	3)移動・交通対策の推進	(1) 歩行空間の整備・充実
(2) 交通施設バリアフリー化設備整備の充実		
(3) 外出のための支援		
4)情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	(1) 情報提供とコミュニケーション手段の確保	
5. 防災・防犯体制の充実	1)防災体制の充実	(1) 障害特性に応じた災害時支援の推進
		(2) 地域ぐるみの要支援者支援の対策の強化
		(3) 地域防災訓練への参画
2) 防犯体制の充実	(1) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進	
6. 雇用・就労の促進	1)雇用・就労の支援	(1) 就労支援体制の充実
		(2) 雇用機会の拡大と啓発活動の推進
	2)福祉的就労の促進	(1) 就労支援事業所等の充実
		(2) 一般就労への移行支援
		(3) 就労支援事業所等の連携
7. 生活支援の充実	1)生活安定施策の充実	(1) 連携強化による相談・支援体制の充実
		(2) 各種制度・施策活用の促進
	2)居宅生活支援サービス等の充実	(1) 居宅生活支援サービスの充実
		(2) 福祉用具の給付
	3)住まいの場 (居住系サービス)の充実	(1) 障害者施設等の整備・充実
		(2) 共同生活援助(グループホーム)等の整備
		(3) 地域福祉の拠点としての機能の充実
	4)自立活動の支援	(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興
(2) 障害者団体活動の支援		

Ⅲ 基本的施策（各論）

1. 理解と交流の促進

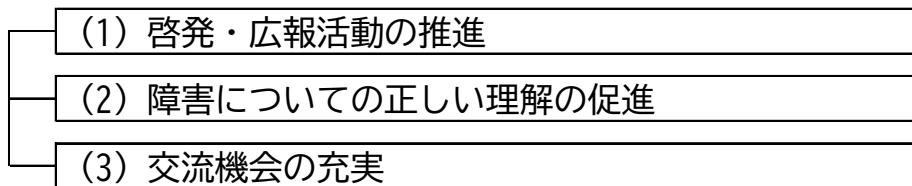
【基本的な考え方】

様々な方法で、より多くの人に障害や障害のある人に対する理解を促進します。また、ボランティア活動に対する環境づくりや人材の育成に努めていきます。

- ◆ 本市では、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、広報よっかいちや市ホームページ、CTY-FM、CTYなどのメディアを活用して、啓発及び広報活動に努めています。また、「障害者週間」と「人権週間」に関連する啓発事業を同時に開催し、より幅広い層への啓発に努めています。さらに、障害のある人の体験談を主体とした出前講座等を開催し、理解の促進と交流の機会を提供しています。
- ◆ 平成28年4月に、障害の有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくる事を目的として「障害者差別解消法」が施行されました。しかし、第5次四日市市障害者計画策定のためのアンケート調査結果をみると、その理念が十分に認知されているとはいえない状況です。すべての人の人権が尊重される「共に生きる」地域社会づくりを推進するため、「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」や「成年後見制度」等の周知・啓発を積極的にしていく必要があります。
- ◆ 福祉教育については、市社会福祉協議会において、福祉教育推進事業として、市内の小中学校へ、障害のある人を講師として派遣し、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、取り組みを行っています。また、教員とともに福祉教育について協同実践を目指す講座を開催しています。地域住民に対しては、広報活動や相談活動を通じて、福祉に関する情報提供を行うほか、四日市市福祉教育大学「四社協福祉ゼミナール」「専門ゼミナール」など各種講座を提供し、地域福祉を推進するための活動の促進に努めています。
- ◆ 障害のある人にかかわるボランティア活動については、様々なボランティア活動が活発化するよう、環境づくりを進めるとともに、ボランティアにかかわる人材の育成に努めていきます。

1) 啓発・広報活動の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1)啓発・広報活動の推進

- ①関係各課と連携しながら、各種メディアを活用して、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発や広報活動に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課	●【広報よっかいち】の発行 ●【CTY-FM】

- ②市社会福祉協議会機関紙「かけはし」の「ウイズコーナー」を活用して、障害理解や障害福祉に関する情報提供を行います。また、ホームページへの掲載や、必要に応じて点訳版や録音版の配布を行うなど幅広く情報提供できるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●社協広報紙『かけはし』の発行

- ③関係諸団体との連携、様々な啓発手法の活用により、障害を理由とする差別の解消に向けて、理解と共感を生み出す啓発を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人権・同和政策課 人権センター 人権・同和教育課	●地区人権・同和教育推進協議会 ●人権相談ネットワーク連絡会 ●じんけんフェスタ

- ④こころの病や精神に障害のある人が地域で安心して生活するためには、周囲の理解と協力が不可欠であることから、こころの健康講座や生涯学習いきいき出前講座等を通して、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（こころのバリアフリー推進部会）等の関係機関と連携し、普及・啓発活動に取り組んでいきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者に対する理解の促進 ●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（こころのバリアフリー推進部会） ●生涯学習いきいき出前講座

- ⑤より多くの人々が障害者スポーツに触れることができ、かかわることができる機会を様々な取り組みを通じて提供し、障害者スポーツへの関心向上と理解促進を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 スポーツ課	●全国障害者スポーツ大会にかかる四日市選手団の激励壮行会の開催

(2) 障害についての正しい理解の促進

- ①「人権週間」（12月4日～12月10日）の関連事業として実施する「じんけんフェスタ」において、障害者団体等と連携し、障害のある人の人権についての正しい理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●じんけんフェスタ

- ②「障害者週間」（12月3日～12月9日）に関連する事業として、身体・知的・精神など様々な障害のある人自らが企画・運営を行う啓発活動を実施し、障害や障害のある人に対する理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●啓発活動の支援

- ③障害者団体等が主催する各種催しとの連携や支援に努め、より多くの人に障害や障害のある人の生活に関する理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害者福祉センター	●啓発活動の支援

- ④手話言語に対する理解が進み、手話言語を使って安心して暮らすことができるよう、手話言語に関する啓発事業を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	障害福祉課	●啓発活動の実施

(3) 交流機会の充実

- ①市民の交流の場として、県地区にある「ふれあい農園」の管理運営を行い、地域住民や障害者団体が主体となって「ふれあい農園収穫祭」を実施しています。今後も収穫祭を通じて、地域住民等との幅広い交流の促進を図ります。併せて、障害のある人の社会参加と障害福祉に対する啓発の場となるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●四日市市ふれあい農園

2) 差別の解消・権利擁護の推進

【施策体系】

- (1) あらゆる場面における障害者差別の解消
- (2) 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護

【施策の方向】

(1) あらゆる場面における障害者差別の解消

- ①「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	全庁	●パンフレットの作成 ●広報紙での周知・啓発

- ②障害のある人の差別に関する相談について、相談窓口寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、四日市市障害者差別解消支援地域協議会等を通じて情報共有を図り、障害のある人に対する差別の未然防止に役立てます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者相談支援事業 ●四日市市障害者差別解消支援地域協議会

- ③障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供に関し、本市職員が適切に対応できるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（以下、「四日市市職員対応要領」という。）」の周知徹底を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人事課 職員研修所 障害福祉課	●「四日市市職員対応要領」の周知徹底

- ④学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう取り組んでいきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	●四日市市特別支援教育推進協議会 ●相談支援ファイルの活用 ●市内小中学校における合理的配慮の事例集（四日市版インクルDB）

- ⑤障害を理由とする差別に該当すると思われる事案があった場合、相談事案の解決に向けて、利用できる制度や支援方法についての情報提供や助言、関係機関の紹介を行うなど、連携して地域全体での相談・紛争解決機能の向上に取り組めます。なお、解決のめどが立たない場合には、あっせんの申立てについて、支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●あっせん手続き

- ⑥障害の正しい知識の普及や、無理解、偏見、差別の解消のため、市民や介護サービス事業所及び企業の職員等を対象とした出前講座等を開催し、障害や障害のある人についての理解を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課 保健予防課 障害者福祉センター	●生涯学習いきいき出前講座 ●手話啓発講座 ●子ども手話講座 ●四日市市障害者福祉センターの出前講座

- ⑦障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様化する福祉課題に対し、生活基盤を支える保健・医療・福祉関係者、自治会等の地域団体、市民活動団体及びボランティア団体などの組織それぞれが連携し、地域を支える仕組みの構築を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 保健予防課 高齢福祉課 市民協働安全課 市社会福祉協議会	●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 （こころのバリアフリー推進部会） ●四日市市市民協働促進委員会 ●地区社協ブロック会議 ●地域ケア会議

(2) 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護

- ①障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待の早期発見、早期対応、再発の防止についての啓発に努めます。また、具体的な支援策を実施するために必要となる社会資源の確保と活用を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者相談支援事業

- ②成年後見制度の利用の一層の促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心として、各関係機関と連携を図りながら周知・啓発を行うとともに、成年後見制度の担い手の拡大に努めるなど事業の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	福祉総務課 障害福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会	●成年後見サポートセンター ●成年後見制度利用支援事業

3) 福祉教育の充実

【施策体系】

- (1) 学校、地域、職場における理解の促進

【施策の方向】

(1) 学校、地域、職場における理解の促進

- ①市社会福祉協議会では、四日市市福祉教育大学を開催し、福祉の考え方の基本的な視点を見つめ直す機会や福祉の最新情報、専門知識を学ぶ場を提供し、地域福祉の担い手の養成に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●四日市市福祉教育大学（四社協福祉ゼミナール、地域福祉ゼミナール、専門ゼミナール等の開催）

②市社会福祉協議会では、児童・生徒を対象とする福祉教育に必要な講師派遣や福祉教育プログラムの構築に努めます。また、教員とともに福祉教育を推進するための講座を開催します。

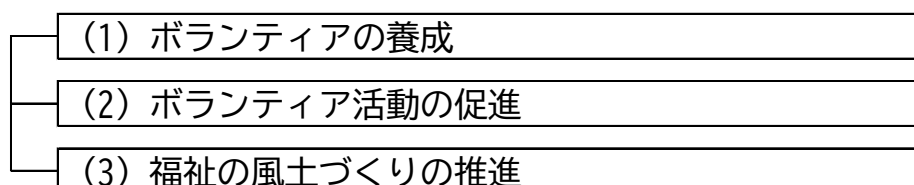
方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●福祉教育推進事業として学校現場等へ講師の派遣 ●学校の教員向けの福祉教育講座の開催 ●福祉学習プログラム等の研究及び開発

③新規採用職員を対象に、障害や障害のある人への職員の理解を促進する研修を実施します。また、障害者差別解消法の趣旨及び障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員の階層に応じた研修を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	職員研修所 障害福祉課	●職員に対する必要な研修及び啓発 ●職員の階層に応じた研修 ●「四日市市職員対応要領」の周知徹底

4) 地域福祉活動の促進

【施策体系】



【施策の方向】

(1) ボランティアの養成

①市社会福祉協議会のボランティアセンター事業である、「はじめてのボランティア説明会」、「サマーチャレンジ」や「ボランティアキャンペーン」などを通して、ボランティア活動者の増加に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●はじめてのボランティア説明会 ●サマーチャレンジ ●ボランティアキャンペーン ●障害者スポーツボランティア講座

- ②点訳、音訳基礎講座や障害のある人のニーズに即したボランティアの養成と支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	図書館 障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ●点訳、音訳の体験講座 ●点訳、音訳資料作成の専門研修会 ●デイサービス事業を通したボランティアの養成

- ③市民が自発的に行うボランティア活動と協働し、福祉のまちづくりを推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課	●地域社会づくり総合事業費補助金

(2) ボランティア活動の促進

- ①ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を希望する人や活動中の人を結びつけるためにコーディネートをします。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●ボランティアに関する相談

- ②熟年大学におけるボランティア活動をテーマとした講座や実習などについて、内容の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課	●熟年大学

(3) 福祉の風土づくりの推進

- ①市社会福祉協議会では、地域福祉活動メニュー事業や活動費補助事業等により地域における福祉事業への支援を行っていきます。今後は、高齢者中心の活動だけでなく、障害のある人を含めた活動の拡大に向けての支援強化に努めていきます。また、地域福祉の推進力となる福祉協力員活動への支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●地域福祉活動メニュー事業等による障害理解の促進

2. 保健・医療の充実

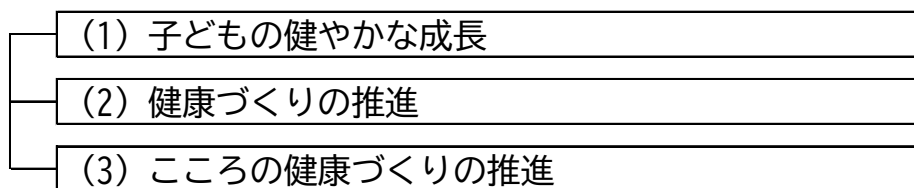
【基本的な考え方】

疾病・障害に関する知識の普及・啓発を図り、障害の早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実に努め、障害の発生予防や重度化の防止、また、生きがいや日々の活力づくりの促進、障害のある人の健康の保持・増進を図ります。

- ◆ 本市では、障害の原因となる疾病を早期に発見し、適切な治療を行い、障害の予防や軽減につなげるため、母子保健対策や成人保健対策を推進しています。近年、社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、うつ病等の過剰なストレスに起因する疾患が年々増加しており、これらに対応するため、こころの健康の推進が重要となってきています。
- ◆ 障害のある子どもの発達支援については、乳幼児期から成長段階に合わせて、一人ひとりの成長、発達の相談に応じられるよう相談窓口を一元化するとともに、保健・医療・保育・教育等の関係機関との連携強化に努めています。また、児童発達支援センター「あけぼの学園」を地域における障害児通所支援等に関して中核的な役割を果たす支援施設として位置付け、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに障害児相談支援を実施する事業所との連携を図りながら、支援体制の確保に努めています。
- ◆ 在宅で生活する障害のある人の中でも、訪問看護など医療的ケアを必要とする人は増加し、保健・医療・福祉のより一層の連携が求められています。また、医療的ケア児の地域生活における課題にも取り組んでいく必要があります。今後も、障害のある人が身近な地域において、保健、医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実に努めていきます。また、入院中の精神に障害のある人の退院、地域移行を推進するため、精神に障害のある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

1)こころと体の健康づくりの推進

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 子どもの健やかな成長

- ①妊娠期から、産後の育児環境に課題があると思われる家庭を早期に把握し、早期に適切な支援につなぐため、「出産・子育て応援事業」に基づく「伴走型相談支援事業」を実施しています。また、産後うつの早期発見を目的とした「産婦健康診査事業」の実施により、地域の産科医療機関との連携強化を図るとともに、「産後ケア事業」により、産婦の支援体制の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課	●母子健康手帳交付事業 ●出産・子育て応援事業 ●パパママ教室 ●妊産婦訪問指導 ●妊婦一般健康診査 ●産婦健康診査 ●産後ケア事業 ●新生児訪問指導

- ②乳幼児健康診査の結果、発育・発達に支援が必要な乳幼児に対して、保護者の不安軽減に努めるとともに、早期からの相談、支援につなげます。また、こども発達支援課や保育園等、発達支援機関と連携を図り支援体制の充実を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課	●乳幼児訪問指導 ●育児相談室「すくすくルーム」 ●乳幼児健康診査 ●心理発達相談 ●親子教室

(2) 健康づくりの推進

- ①各種検（健）診や健康づくりの啓発強化を行うとともに、障害のある人が健康づくりに取り組むきっかけとなる健康づくり教室を行うなど、疾病等の予防と早期発見に向けた取り組みの充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり教室 ●各種検(健)診の実施 ●健康ボランティア養成事業 ●地域・職場での健康づくり支援

(3) こころの健康づくりの推進

- ①こころの健康づくり講演会やこころの健康講座、生涯学習いきいき出前講座の実施、市ホームページや広報よっかいちへの掲載等により、こころの病や精神障害の正しい理解を深め、市民一人ひとりがこころの健康づくりに取り組めるよう、普及・啓発に取り組めます。また、精神科医師や保健師、精神保健福祉士によるこころの相談を実施し、必要に応じて適切に医療につながるよう支援します。

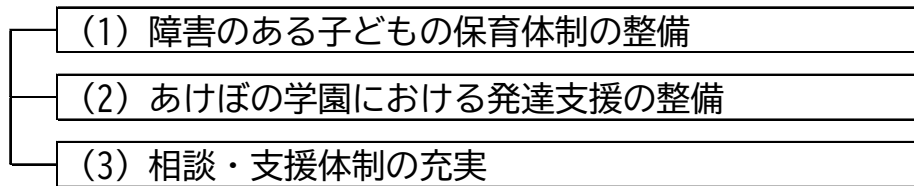
方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康づくり講演会 ●こころの健康講座 ●生涯学習いきいき出前講座 ●こころの相談事業

- ②四日市早期支援ネットワーク（YES net）において、保健・医療・福祉・教育が連携し、児童、生徒やその保護者、また教員に対して思春期のこころの病や対応方法について研修会や事例検討会を実施することにより、思春期におけるこころの不調や早期発見・早期支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課 指導課 教育支援課 学校教育課 こども発達支援課	●YESnet（四日市早期支援ネットワーク）

2) 早期から学齢期にかけの発達支援の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 障害のある子どもの保育体制の整備

- ① 「四日市市特別支援保育に関する要綱」に基づき、発達障害を含む障害のある子どもに対し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課 こども発達支援課 児童発達支援センターあけぼの学園	●四日市市特別支援保育指導委員会の活動（指導委員会、専門委員会、専門部会、研修委員会、月例研修、特別研修、公開保育、保護者研修会、発達チェック学習会、CLMと個別の指導計画研修）

- ②すべての保育園、幼稚園、こども園で、発達障害を含む障害のある子どもについて、相談支援ファイルの「No.4 個別の指導計画」の充実に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課	●相談支援ファイル「No.4 個別の指導計画」の作成 ●相談支援ファイル「No.4 個別の指導計画」活用充実のための研修

- ③特別支援保育の研修を行い、「四日市市特別支援保育サポートブック」を活用し、職員のスキルアップを図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保育幼稚園課	●特別支援保育サポートブックの活用 ●職員研修会

(2) あけぼの学園における発達支援の整備

- ①保育園、幼稚園、こども園の入園前の乳幼児に対し、親子通園を基本とした早期からの発達支援を実施します。併せて、個別訓練の実施等、発達支援の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	児童発達支援センターあけぼの学園	●児童発達支援事業

- ②児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等を実施するとともに、個別訓練のほか保育園等への巡回相談を実施し、支援の充実に努めます。また、障害児相談支援の強化を図るとともに、同じ悩みを持った保護者の交流の場の確保に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	児童発達支援センターあけぼの学園	●放課後等デイサービス事業 ●居宅訪問型児童発達支援 ●保育所等訪問支援 ●相談事業（障害児相談支援） ●保護者どうしの交流の場の確保

(3) 相談・支援体制の充実

- ①関係機関とのネットワークの構築と支援機能の向上に取り組むため、保健・医療・福祉・教育が連携を密にとり、子どもたちの充実した生活と健やかな成長の実現を目指します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 ●特別支援教育推進協議会 ●特別支援保育指導委員会

- ②障害のある子どもが必要な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画に基づく障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）の給付を行うとともに、適正な制度の運用に努めます。

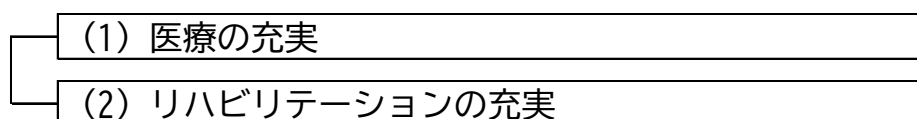
方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	●児童発達支援事業 ●放課後等デイサービス事業 ●居宅訪問型児童発達支援事業 ●保育所等訪問支援事業

- ③放課後等デイサービス等の障害児通所支援の普及に伴い、利用者の増加が予測されるため、障害児通所支援の利用にかかわる計画相談に対応できるよう、障害児相談支援事業所の資源確保に努めます。また、障害児通所支援を必要とする子どもや保護者に対して情報提供に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	●障害児相談支援事業

3)医療・リハビリテーションの充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 医療の充実

- ①障害のある人が安心して生活を続けられるよう、必要な治療を受ける機会を確保することで重症化を防ぎ、その負担を軽減するため、障害者医療費助成を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者医療費助成事業

- ②一般の歯科診療所での診療を受けることが困難な障害のある人について、四日市市歯科医療センターにて、歯科診療を実施しています。今後も、障害者歯科診療のさらなる充実に向けて、診療日数の増加等に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	保健企画課	●障害者歯科診療

- ③ 障害を軽減するために、引き続き、自立支援医療（更生医療、育成医療）等の給付事業を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども保健福祉課	●自立支援医療（更生医療、育成医療）等の給付

- ④ 障害や疾患にかかわる医療を受けやすくするため、自立支援医療（精神通院医療）受給者証や特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付等を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療(精神通院医療)の受付 ●特定医療費(指定難病)の受付

(2) リハビリテーションの充実

- ①障害のある人の身体機能の保持、日常生活動作や生活の質の向上を目的とした言語訓練や理学療法等の機能訓練事業を四日市市障害者福祉センターで実施しています。今後も、事業を継続するとともに、サービスを必要としている人の適切な利用につながるよう、相談支援機関等に対し事業の周知を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害者福祉センター	●機能訓練事業

4)保健・医療・福祉の連携強化

【施策体系】

— (1) 保健・医療・福祉の連携強化

【施策の方向】

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

- ①施設や病院に入所、入院している障害のある子どもや、障害のある人が、地域で安心して生活を送るためには、医療や保健福祉サービスによる支援が重要となります。四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会をはじめ、保健・医療・福祉の各分野が相互に連携協力する場を活用し、それぞれの障害特性に即した支援のあり方やサービス提供体制の充実に向けて、検討を進めています。今後は、国の目指す精神に障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、医療的ケアを必要とする人が適切な支援を受けられるよう、三重県と連携しながら、四日市障害保健福祉圏域において協議の場を設けて検討を進めていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども発達支援課 こども保健福祉課 児童発達支援センターあけぼの学園 保育幼稚園課 保健予防課 高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター(在宅介護支援センター含む)との情報交換会 ●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 ●医療的ケア児・者スーパーバイズチーム

3. 教育の充実

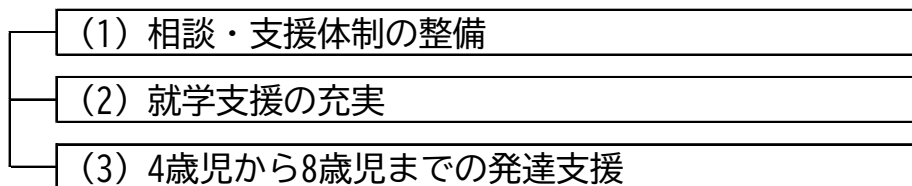
【基本的な考え方】

障害のある子どもが夢や希望を持って暮らせるよう、家族を含めた支援の充実を図ります。関係機関と連携し、ライフステージに応じて、一貫した途切れのない支援を実施します。

- ◆ 第5次四日市市障害者計画策定のためのアンケート調査結果をみると、障害のある子どもの教育について、一人ひとりに合わせた学習指導が受けられることは、最も関心の高い項目となっています。本市では、四日市市教育支援委員会を開催し、望ましい就学先の判断及び個々に応じた教育的支援について審議を行っています。また、「四日市市発達障害等早期支援事業（以下、「プロジェクトU-8事業」という。）」において、4歳～8歳の発達等に課題のある幼児・児童及びその保護者を対象に、早期からの支援を行うとともに、一人ひとりに合った一貫した教育支援を継続的に行うため、「相談支援ファイル」を作成しています。
- ◆ 就学前では、保育園、幼稚園、こども園において、関係課が連携し、巡回相談を実施するとともに、就学に向けて、子ども一人ひとりの障害に応じた適切な就学相談を実施しています。
- ◆ 小中学校では、「総合的な学習の時間」の年間計画に「福祉分野」の学習を盛り込み、体験的な福祉学習を行うことや、特別支援学校と連携し、特別支援学校に在籍する児童・生徒の居住地校交流を進めています。
- ◆ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、どの学級においても一定の割合で在籍することから、すべての教員の特別支援教育に関する専門性を高め、教育環境及び指導のユニバーサルデザイン化を図る必要があります。また、支援の必要な児童・生徒の教育的ニーズは年々高まっており、人的配置の一層の充実が求められています。
- ◆ 社会教育においては、市民大学や講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の配置及び点字資料の提供等を行い、障害のある人の生涯学習への参加機会の拡大に努めていますが、今後も学習環境の整備等を推進する必要があります。

1) 就学前教育の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 相談・支援体制の整備

- ① 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行うこども保健福祉課とこども発達支援課の連携を密にし、障害の早期発見、早期支援につなげます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども保健福祉課 こども発達支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健康診査 ●3歳児健康診査 ●あひる教室

- ② 障害のある子どもやその保護者が抱える様々なニーズや困りごとに対して適切な相談、支援を行っていくため、多職種による支援ネットワークの構築により、障害のある子どもや保護者への効果的な支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達相談 ●5歳児保護者アンケート ●巡回相談

(2) 就学支援の充実

- ① インクルーシブ教育システムの構築に向け、「四日市市教育支援委員会」にて、就学に関する相談を実施し、就学及びその後の一貫した教育的支援について審議を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課 こども発達支援課 学校教育課 児童発達支援センターあけぼの学園	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市市教育支援委員会

- ②保育園、幼稚園、こども園における子どもの発達や育ちの状況、適切な支援を行うためのツールとなるCLM（チェック・リスト・in 三重）研修の取り組みを促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課 保育幼稚園課	●「CLMと個別の指導計画」に取り組む際の支援

(3) 4歳児から8歳児までの発達支援

- ①発達等に課題のある幼児・児童への早期からの支援に継続的に取り組み、「相談支援ファイル」の効果的な活用を推進します。

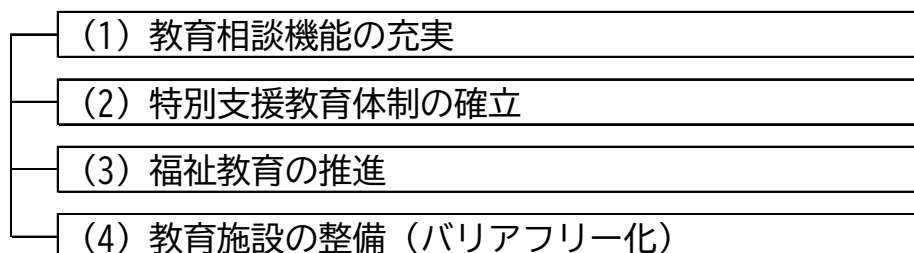
方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課 こども発達支援課 保育幼稚園課	●四日市市教育支援委員会 ●四日市市特別支援教育推進協議会 ●相談支援ファイルの活用促進 ●プロジェクトU-8事業

- ②「プロジェクトU-8事業」の4つの教室における指導及び支援が、小学校や保育園、幼稚園、こども園での生活にも活用されるよう連携を深めます。また、現状のプログラムを検証しながら、さらに変更、開発を進めるとともに、小学校や保育園、幼稚園、こども園の支援力向上のための環境の整備を図りつつ、職員研修の機会を設けます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども発達支援課 教育支援課 保育幼稚園課 こども保健福祉課	●プロジェクトU-8事業

2) 学校教育の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 教育相談機能の充実

- ①特別支援学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター担当者研修会等で「相談支援ファイル」の活用事例を紹介するなど、「相談支援ファイル」の活用を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	●教職員研修会 ●相談支援ファイルの活用

- ②「早期からの途切れのない支援」の充実に向けて、「相談支援ファイル」の活用を促進するため、四日市市特別支援教育推進協議会等を通じて書式の見直しや記入例、具体的な活用方法等について検討を進めます。また「途切れのない支援のために ガイドブック」の周知のため情報の見直しや、周知のための具体的な方法等について検討を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	●四日市市特別支援教育推進協議会 ●「途切れのない支援のために ガイドブック」の周知

- ③児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要とする支援内容と方法を明らかにするため、特別支援教育や発達障害等に関する知識や資質を有する専門家や指導主事等による、小中学校への巡回教育相談等を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	教育支援課	●障害のある子どもの教育相談事業 ●地域特別支援教育コーディネーター、スーパーバイザーによる巡回教育相談、指導主事等による教育相談

- ④「相談支援ファイル」の作成状況及び活用状況について、小中学校や保育園、幼稚園、こども園との連携のもと、確実に状況を把握し、適正な管理を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	●相談支援ファイルの適正な管理 ●教職員研修会

- ⑤就学相談や教育相談実施時のリーフレット等の配付や、市ホームページからの情報発信など、様々な機会をとらえて、保護者をはじめより多くの人に対し特別支援教育についての啓発に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレット作成 ●市ホームページからの情報発信

(2) 特別支援教育体制の確立

- ①特別支援教育コーディネーター担当者研修会をはじめとする様々な教職員研修会において、国・三重県の動向について情報提供を行います。また、小中学校における合理的配慮の事例を四日市版インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）に蓄積・共有することで、教職員の合理的配慮にかかる理解を進め、特別支援教育の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員研修会 ●合理的配慮の事例集（四日市版インクル DB）

- ②特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への「相談支援ファイル」作成を促進し、教職員研修会において、相談支援ファイルの記入方法について研修を行うとともに、指導主事が学校訪問をする際に、指導・助言を行います。さらに、各小中学校において、相談支援ファイルの作成と活用にかかる研修会を毎年行い、その記入内容の質を高めていけるよう、特別支援教育コーディネーターの研修を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員研修会 ●相談支援ファイルの活用

- ③ 教職員研修会等様々な機会を通じて、特別支援教育の専門性を有する人材育成に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育指導者養成講座 ●特別支援教育講座

- ④今後増加や重度化が想定される特別支援学級在籍児童・生徒の身辺自立や情緒の安定を図るため、実態を十分に把握し、関係機関とも連携して適正な就学相談を行い、適正数の介助員が配置できるよう計画します。また、すべての学校において、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援ができるよう、特別支援教育支援員等を含めた人的配置の一層の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学級介助員 ●特別支援教育支援員 ●医療的ケアサポーター

(3) 福祉教育の推進

- ①小中学校において、年度当初のカリキュラムを計画する段階から、総合的な学習の時間等の活用による体験を重視した福祉学習が活発に行われるよう積極的に進めていきます。また、障害の理解を深めるため、小中学校の具体的な取り組みの例を、計画する際の参考資料などで随時紹介します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	指導課	●総合的な学習の時間等の活用による・小中学校での福祉に関する学習

- ②特別支援学校や障害者施設等との交流及び共同学習を推進し、共に学ぶことにより、生命尊重、思いやりや協力の態度など、児童・生徒の豊かな人間性を育むとともに合理的配慮に対する理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	指導課 教育支援課	●特別支援学校や障害者施設等との交流及び共同学習の実施

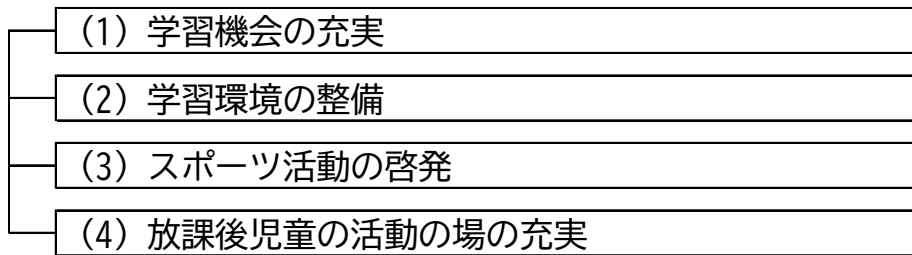
(4) 教育施設の整備（バリアフリー化）

- ①小中学校の施設設備のバリアフリー化については、整備を行った施設の状況を把握し、維持管理を行っていくとともに、今後実施する工事において対策の徹底を図ります。また、エレベーターについては増改築時に順次計画するなど、設置していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	教育施設課	●エレベーター設置を含むバリアフリーに配慮した整備

3)社会教育の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 学習機会の充実

- ①生涯学習いきいき出前講座は、市民のニーズに沿った講座メニューなど、関係部局との連携を行い、障害のある人を含め、多くの人が利用しやすい出前講座等を提供していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課	●生涯学習いきいき出前講座

- ②図書館では、視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方に対して、点字資料・デージー資料・拡大資料・LLブック等のアクセシブルな書籍等の貸出、特定書籍等の制作やリーディングサービス（対面読書）を行っています。また、館内に、拡大読書器・デージー再生機等の読書支援機器を設置するとともに、「サピエ図書館」・国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」の活用や、「よっかいち電子図書館」の提供により、読書環境の充実に努めます。さらに、子ども点字教室、点訳・音訳体験講座等を開催して、図書館利用に障害のある人への理解を深めてもらう機会を提供します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	図書館	●アクセシブルな書籍等の貸出や対面読書サービス ●視覚補助具・読書支援機器の設置 ●電子図書館の提供 ●子ども点字教室の開催

(2) 学習環境の整備

- ①市民大学において、手話通訳者や要約筆記者の派遣を依頼し、それぞれの障害特性に応じた学習環境の整備に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課	●市民大学

(3) スポーツ活動の啓発

- ①障害の有無にかかわらず、競技・観戦を一緒に楽しむことで接点をつくり、障害者スポーツを盛り上げていけるよう取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	スポーツ課	●ボッチャの普及・啓発 ●SSピンポンの普及・啓発 ●スポーツ推進委員のパラスポーツ指導員資格取得の支援 ●スポーツ指導者資格取得助成金

(4) 放課後児童の活動の場の充実

- ①障害のある子どもを受け入れている学童保育所を支援するため、受入れに必要な専門知識等を有する放課後児童支援員等を配置する際に掛かる費用について、障害児受入推進費を加算して補助を行います。また、放課後児童支援員等を対象に障害のある子どもの特性や接し方に関する研修会を開催し、障害のある子どもの受入れの推進を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	こども未来課	●学童保育所（障害児受入れ） ●研修会

4. 生活環境の整備

【基本的な考え方】

障害のある人が、地域の中で安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、施設や建物等を新たに整備する際はユニバーサルデザインを取り入れるとともに、改修等を行う際は、バリアフリー化を通じてアクセシビリティの向上に努めます。また、全ての障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通支援に係る取り組みを推進します。

- ◆ 本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」という。）」に基づき、鉄道駅の駅舎設備等のバリアフリー化を進めています。また、地域住民が策定する「地区まちづくり構想」には、地区内の道路や駅などのバリアフリー化への働きかけ、障害のある人や高齢者への手助けなどの取り組みが定められています。
- ◆ 今後予定している新図書館を核とした中心市街地拠点施設整備事業や、JR四日市駅及び近鉄四日市駅前広場や中央通りの歩行空間等の整備・都市公園の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れ、安心して安全に利用できる空間づくりに努めていきます。
- ◆ 情報提供とコミュニケーション手段の確保として、聴覚に障害のある人が医療機関を受診するときや障害者団体活動へ参加する際に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、引き続き、全ての障害のある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障害のある人の情報の取得・利用及び意思疎通支援に係る取り組みを積極的に推進していきます。
- ◆ 第5次四日市市障害者計画策定のためのアンケート調査結果をみると、障害のある人が外出する際に困っていることとして、道路や公共施設等の階段や段差等の物理的な障壁（バリア）はもちろんのこと、「困った時にどうすればいいのか心配」といった精神的な障壁（バリア）があるという意見があります。障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、道路や公共施設等の建物における物理的な障壁（バリア）を除去するとともに、精神的な障壁（バリア）の除去への対応を進めていくことが重要です。

1)福祉のまちづくりの推進

【施策体系】

— (1) 福祉環境の整備・充実

【施策の方向】

(1) 福祉環境の整備・充実

- ①建築物について、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指して、「バリアフリー新法」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準に適合するよう、事前協議又は相談業務の中で、より一層の指導、啓発に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	建築指導課	●「バリアフリー新法」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく指導・助言

- ②公園施設の整備・改良にあたり、バリアフリー化に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	公園緑政課	●公園施設長寿命化整備事業におけるバリアフリー化の推進

- ③公共的建築物のバリアフリー化の整備促進に努めます。また、公共施設の新たな整備や大規模な改修を実施する際には、関係部局が横断的に連携して取り組み、計画策定の段階で障害のある人の意見を反映させることに努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	全庁	●公共施設の整備や改修におけるバリアフリー化の推進

- ④各地域の住民が策定する「地区まちづくり構想」の中で、バリアフリーの視点からのまちづくりが検討できるよう、支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	都市計画課	●「地区まちづくり構想」の策定

⑤新図書館を核とした中心市街地拠点施設整備事業や、JR 四日市駅及び近鉄四日市駅前広場や中央通りの歩行空間等の整備・都市公園の再整備にあたって、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、工事期間中のバリアフリーにも配慮します。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	政策推進課 図書館 市街地整備課 公園緑政課	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインを取り入れた新図書館の整備 ●バリアフリー対応の歩行者用デッキや誘導ブロック、エレベーター及びエスカレーター、スムーズ横断歩道等の整備

2)住環境整備の促進

【施策体系】

- (1) 市営住宅のバリアフリー化
- (2) 住宅改修の促進・支援

【施策の方向】

(1) 市営住宅のバリアフリー化

①今後整備される公営住宅（専用部分、共用部分）についてはバリアフリー化を基本に整備します。また、既設市営住宅を障害者世帯向け住宅及び高齢者世帯向け住宅に計画的に改善していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市営住宅課	●障害者世帯向け及び高齢者世帯向け住宅改善事業

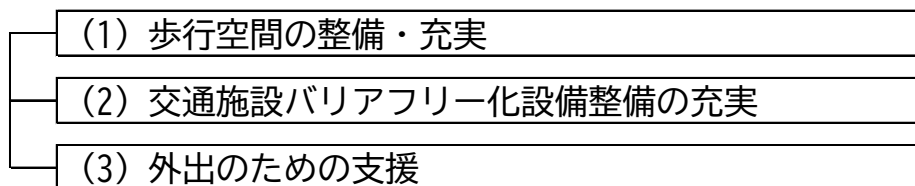
(2) 住宅改修の促進・支援

①重度の障害のある人や高齢者の在宅生活を支援するため、自宅をバリアフリー化する住宅改修に対し住宅改修費を給付しています。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活用具給付事業 ●居宅介護住宅改修費等の給付

3)移動・交通対策の推進

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 歩行空間の整備・充実

- ①道路の歩行空間整備において、歩行者の安全を確保するとともに、障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	道路建設課 道路維持課	●道路の歩行空間整備（バリアフリー化）の推進

(2) 交通施設バリアフリー化設備整備の充実

- ①「バリアフリー新法」に基づき、引き続き鉄道駅でのバリアフリー化に向けて、関係事業者に対して働きかけを行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	都市計画課	●鉄道事業者が実施するバリアフリー化についての協調補助

(3) 外出のための支援

- ①タクシー料金助成事業や自動車燃料費用の助成を行うことで、重度の障害のある人の外出を支援し、社会参加の促進を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●タクシー料金助成 ●自動車燃料費用助成

- ②脳性まひ等の全身性の障害や、知的、精神に障害があるため、屋外での移動が困難な障害のある人や障害のある子どもの外出を支援する移動支援事業は、利用者数が増加していくと予想されるため、今後も障害福祉サービス事業所の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者（児）移動支援

- ③屋外での移動が困難な視覚に障害のある人の外出を支援するため、白杖歩行訓練による単独歩行や障害福祉サービス事業所の同行援護（ガイドヘルプ）により、移動手段の確保を図って社会参加を促進します。また、白杖歩行訓練、同行援護利用のための手引き歩行訓練の対象者を、18歳以下の障害児にまで拡大するとともに、視覚障害者向けの生活訓練を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課	●同行援護 ●白杖歩行訓練・生活訓練

4)情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

【施策体系】

- (1) 情報提供とコミュニケーション手段の確保

【施策の方向】

(1) 情報提供とコミュニケーション手段の確保

- ①聴覚に障害のある人の意思疎通支援のため、引き続き研修会等を実施して手話通訳者や要約筆記者の資質の向上を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、派遣制度を充実させていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●四日市市手話通訳者派遣事業 ●四日市市要約筆記者派遣事業 ●手話通訳者養成講座 ●要約筆記者養成講座 ●遠隔手話・文字通訳サービスの実施

- ②CTY 番組ケーブル NEWS 内の「四日市市からのお知らせ」は、手話通訳と文字（字幕）放送を行うことで、聴覚に障害のある人の番組に対する理解がより深まるように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課	●手話通訳 ●字幕スーパー（文字放送）

- ③社会参加や日常生活上の利便性の向上のため、広報よっかいちの点字版、録音版を発行することで、視覚に障害のある人への情報支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	広報マーケティング課 障害福祉課	●広報よっかいち点字版、録音版の発行

- ④失語症のある人の意思疎通支援のため、会話パートナー派遣のコーディネートの体制強化を目指すとともに、会話パートナー登録者の増員、研修会の実施等を通じて事業の充実を図るとともに、失語症のある人に対する理解を進めていきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 障害者福祉センター	●登録パートナーのスキルアップ研修 ●失語症会話パートナー交流会

- ⑤視覚に障害のある人に点字を学ぶ機会を提供することで、情報支援や学習の機会の充実に努めます。また、点字以外の多様な情報機器についても活用できるように支援していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害者福祉センター	●点字教室

- ⑥「(仮) 四日市市手話言語条例」を策定し、手話言語に対する理解と、聴覚障害のある人への情報保障の推進に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	障害福祉課	●(仮) 四日市市手話言語条例の策定

5. 防災・防犯体制の充実

【基本的な考え方】

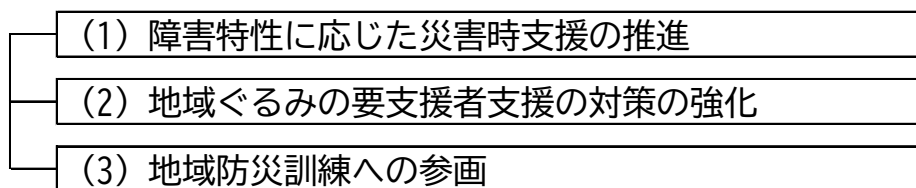
障害のある人が地域生活において、安心して安全に暮らすことができるよう、地域での防災訓練等、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時には、障害特性に配慮した適切な支援が受けられるよう取り組みます。

また、障害のある人を消費者被害や犯罪被害から守るため、消費者トラブルの防止や防犯対策に向けた取り組みを推進します。

- ◆ 第5次四日市市障害者計画策定のためのアンケート調査結果によると、災害時に情報が入手できないなどの課題があるという意見があります。本市の防災対策の取り組みとして、災害時に避難指示等の緊急情報を、マスメディア、「安心安全防災メール配信サービス」などを通じて提供しています。聴覚に障害のある人には「聴覚障害者用緊急情報 FAX」を行っており、災害情報の伝達について、引き続き、多様な手段の確保に努めていきます。
- ◆ いわゆる災害弱者と言われる人の中には、「避難所に行けない」、「避難所での生活が不安」と考え、避難所を利用しない人もいます。これまでの取り組みに加え、それぞれの障害特性に合った避難等の対策が求められています。
- ◆ 災害時に一次避難所での避難生活が困難な重度の障害のある人や高齢者のために、社会福祉法人等の運営する福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として利用するための協定を締結しています。今後、福祉事業所等の協力を得ながら、指定福祉避難所の指定について、課題を検討していく必要があります。
- ◆ 令和3年5月に災害対策基本法の改正により市町村の努力義務となった個別避難計画の作成については、自治会等地域団体、民生委員・児童委員の協力のもと、連携して計画を作成し、定期的な情報の見直しを行うことで災害時の避難支援等の実効性が高まると考えます。
- ◆ 防犯対策においては、警察や障害者団体、福祉施設、行政等の連携強化に加えて、日頃から障害のある人との理解交流を深めることで、犯罪被害の防止や犯罪被害の早期発見に努めるとともに、情報入手や通報手段の確保を検討していく必要があります。

1)防災体制の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 障害特性に応じた災害時支援の推進

- ①災害時に一次避難所での避難生活が困難な人のため、四日市市地域防災計画に定める二次避難所（福祉避難所）として、社会福祉法人等の運営する福祉施設等を利用するための協定を締結し、避難生活の安心、安全を確保します。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	危機管理課 障害福祉課 介護保険課 福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ●二次避難所として福祉施設等を利用するための協定の締結・見直し ●指定福祉避難所の指定の検討

- ②避難所での生活が可能となるよう、障害の特性に応じた対応策を検討するなど、災害時の体制を整えます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理課 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者に配慮した避難所運営の計画作成 ●各地区で実施される防災訓練への障害者施設の参加の呼びかけ

- ③命を守る行動に直結する災害情報について、今後も迅速に、マスメディア、防災情報メール配信サービス等、多様な媒体による伝達を図ることにより、適切な情報を多くの人に対して伝達できるよう努めます。聴覚に障害のある人には、「聴覚障害者用緊急情報 FAX」の登録を行うことで、ファクスでの災害情報の伝達を引き続き実施します。障害のある人が緊急時に速やかに避難できるよう、バリアフリー化している指定避難場所の情報提供の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理課 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●安全安心防災メール配信サービス ●S アラートアプリ ●聴覚障害者用緊急情報 FAX

(2) 地域ぐるみの要支援者支援の対策の強化

- ①災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、地域に提供することにより、要支援者を災害から守ることができるよう、地域ぐるみの活動を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	危機管理課 市民生活課 福祉総務課 介護保険課 障害福祉課 保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護者、障害者手帳所持者等への同意確認 ●避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備・見直し ●地区市民センターでの防災関連講座

- ②命を守る行動には、要支援者自らが行う自助が重要であるとともに、地域支援者による助け合いの共助も欠かせないことから、地域支援者の拡大に向け、四日市市防災大学にて講座を開くなど、地域での福祉活動と防災を一体化した活動を促進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市市防災大学 ●生涯学習いきいき出前講座

- ③災害時に、要支援者がやむを得ず被災した自宅で避難生活を送ることになっても、必要な支援が届くよう、日頃から近隣どうしがコミュニケーションを深めることの大切さを啓発するとともに、交流機会の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理課 市民生活課 福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市市防災大学 ●生涯学習いきいき出前講座 ●地区市民センターでの防災関連講座 ●民生委員・児童委員による要支援者への見守り活動

(3) 地域防災訓練への参画

- ①命を守る行動には、要支援者による自助とともに地域支援者による共助が欠かせないことから、各地区で行われる防災訓練への障害のある人の参画を促進します。また、実際の避難所運営に要支援者等の視点が盛り込まれたり、運営手順が地域で確認、検証されるよう促していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●地区防災訓練 ●地区の避難所運営マニュアルの作成支援

2) 防犯体制の充実

【施策体系】

— (1) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

【施策の方向】

(1) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

- ①障害のある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、出前講座等による啓発や市の広報、市ホームページを通じ悪質商法の手口や対処法についての情報を迅速に伝えるよう努めます。また、より多くの人々が安心、安全な消費生活を送れるよう、専門相談員が消費生活相談により適切な助言等を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民生活課 市民・消費生活相談室	●出前講座やホームページ等での注意喚起 ●専門相談員による消費生活相談 ●自動通話録音警告機購入費補助金

- ②障害のある人が地域で安心して生活できるよう、市内の自主防犯団体と連携し、地域安全情報の発信、地域交流活動を通じて、支え合いによる見守り活動を推進し、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラや防犯外灯の設置補助など、防犯環境の整備促進を行い、安心、安全な環境の構築を推進します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市民協働安全課 四日市市文化まちづくり財団 高齢福祉課 障害福祉課	●自主防犯団体や自治会等による防犯活動 ●防犯カメラ及び防犯外灯に対する補助 ●見守り協定の締結促進 ●認知症高齢者などへの見守りの促進

6. 雇用・就労の促進

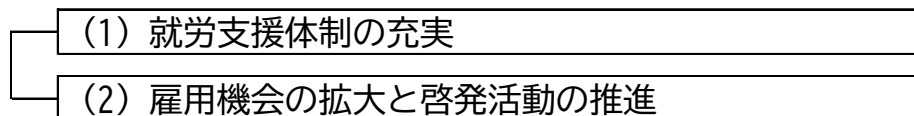
【基本的な考え方】

障害のある人が個々人の働く能力や個性を活かし、社会の一員として、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。

- ◆ 障害のある人の就労を支援するため、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）を中心として、障害のある人の雇用を考えている企業等を開拓し、マッチングを行っています。また、障害のある人の仕事に関する相談を受けるだけでなく、生活全般にわたる困りごとへの支援も必要となることから、専門的な支援や関係機関との連携を進めています。
- ◆ 本市においては、より多くの求職者が、円滑に就職できるよう「四日市市求職者資格取得助成金制度」や、「四日市市雇用促進交付金」を制定し、就労意識の醸成を促進しています。また、障害のある人の就労に向けた訓練として、市役所庁舎内等で実習を行う「障害者就労支援事業」を実施しています。さらに、行政機関や就労支援事業所等で構成される四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）に参画し、情報共有・連携を図るとともに、就労コーディネーターを中心に企業訪問を行うなど障害のある人の雇用促進に取り組んでいます。
- ◆ 障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、障害者を雇用する事業主に対し「四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金」により支援しています。今後も、身体に障害のある人はもとより、知的に障害のある人や精神に障害のある人の職域拡大や雇用を進めていきます。
- ◆ 一般就労が困難な障害のある人にとって、就労支援事業所等は、それぞれの適性に応じた作業指導や生活指導を行い、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。今後も工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労支援事業所等が提供する物品等の優先購入の推進や積極的な企業等での実習及び求職活動への支援が必要です。
- ◆ 障害のある人の社会参加の喜びや生きがいにつながるよう、一般就労の定着を図るとともに、事業所支援を充実させるなど、今後も支援を推進する必要があります。

1)雇用・就労の支援

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 就労支援体制の充実

- ①四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）では、就職や職場適応などの就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うとともに、障害のある人や企業等に対する就職後の継続的な支援を実施し、職場定着を目指します。また、就業と職場定着には、社会福祉施設、公共職業安定所、三重障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関や、企業、雇用主等の連携が不可欠であり、企業等の訪問を行いつつ、本人の自己決定を大切にした支援を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）への参画 ●四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）

- ②四日市市求職者資格取得助成金制度の活用、実施を通じて、障害のある人を含め、就労を希望する人を支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商業労政課	●四日市市求職者資格取得助成金制度

- ③特別支援学校高等部に在籍する生徒の就業体験研修の受け入れ窓口として支援に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	職員研修所	●就業体験研修

- ④四日市視覚障害者福祉センターと連携し、はり師、きゅう師、マッサージ師として就業している視覚に障害のある人への支援を行います。また、より多くの人に四日市市視覚障害者協会指定のはり、きゅう、マッサージ施術所を利用していただけるように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●はり・きゅう・マッサージ券の交付

- ⑤「障害者就労支援事業」として、主に市役所庁舎内において、障害のある人を対象に就労に向けた訓練を行い、障害のある人の就労に対する意識の醸成と職業能力の開発を図り、企業等での就労訓練に向けた取り組みを行います。また、地域活動支援センターとして、障害のある人の社会参加及び地域社会との交流の場の提供にも合わせて取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者就労支援事業

- ⑥就労支援事業所等の運営を支援するとともに、四日市公共職業安定所や四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）などの就労支援機関が連携を深め、障害者雇用の促進に向けた取り組みの推進に努めます。また、一般就労に移行した障害のある人に、就労の継続を図るための支援を行う就労定着支援の利用を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●就労継続支援 ●就労定着支援

- ⑦重度の障害がある人等に対し、通勤や職場等における支援を行うことにより、重度の障害がある人等の就労機会の拡大を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	障害福祉課	●重度障害者等就労支援特別事業

(2) 雇用機会の拡大と啓発活動の推進

- ①障害のある人の就労の可能性や雇用主側のニーズ等の聞き取りを行うため、四日市公共職業安定所や四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）と連携し、企業等を訪問する就労コーディネーターを配置します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商業労政課	●就労コーディネーターによる事業所訪問

- ②四日市公共職業安定所と共催で、就職面接会を開催するなど事業所等と就業を希望する障害のある人のマッチングの機会を提供します。また、雇用促進交付金、障害者トライアル奨励金・雇用奨励金の活用を通じて、就労を希望する障害のある人を支援するとともに、四日市人権啓発企業連絡会での研修会など、様々な機会を通じて、市内の企業等に対する周知、啓発に取り組みます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商業労政課	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就職面接会 ●四日市市雇用促進交付金 ●四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金 ●四日市人権啓発企業連絡会との連携

- ③障害のある人の雇用に効果の高い特例子会社を市内に設立する事業所等に対し、設立経費の一部を支援することで、雇用の一層の促進を図ります。また障害のある人を雇用するにあたり、不安を抱える事業所等に対し、四日市公共職業安定所、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）と連携し、雇用に関する研修や先進企業の取り組みを見学する機会を提供することで、事業所等における障害者雇用の理解を深めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	商業労政課	<ul style="list-style-type: none"> ●特例子会社設立補助金 ●障害者職場定着支援事業 ●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）への参画

- ④障害のある人の雇用の促進と安定を目的に、障害のある人を雇用している市内の中小企業等を対象に物品等調達の指名優遇を行うため、障害者雇用促進企業の登録制度を継続し、一人でも多くの障害者雇用に結びつくように努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	調達契約課	●障害者雇用促進企業登録制度

- ⑤障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を毎年度策定し、全庁的に障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。また、調達実績についても毎年度公表していきます。

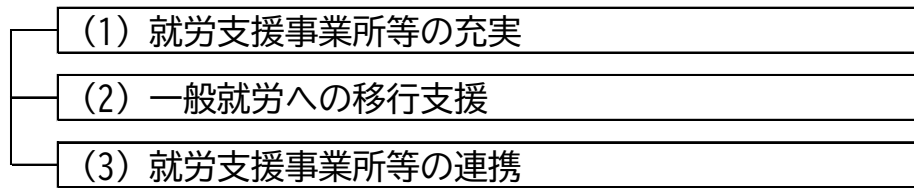
方向性	担当部署	主な事業など
継続	全庁	●「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づく物品等の調達

- ⑥国や地方公共団体等における障害者の法定雇用率は、令和6年4月1日から3.0%（経過措置として、令和8年6月30日までは2.8%）になっています。四日市市役所においては、法定雇用率を達成しており、今後も法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	人事課	●採用試験の実施

2)福祉的就労の促進

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 就労支援事業所等の充実

- ①障害のある人が身近なところで就労支援事業所等を利用できるよう、地域に根付いた施設の整備、運営を支援します。また、新たな施設整備は、国や三重県と協議、調整を図りながら支援を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●民間法人による施設整備の支援

(2) 一般就労への移行支援

- ①福祉的就労から一般就労への移行定着を促進するために、四日市障害者就業・生活支援センター（プラウ）を活用し、企業と就労支援事業所等の連携を図り、施設外就労を支援するなど一層の移行支援を強化します。また、一般就労を希望する障害のある人の情報の把握、職業相談、求人開拓、定着指導及び関係機関の連絡調整等を行うコーディネート機能の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 市社会福祉協議会	●四日市障害者就業・生活支援センター、 就労支援事業所との連携 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●就労定着支援

(3) 就労支援事業所等の連携

- ①就労支援事業所等の共通課題や問題点を協議する場として、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（雇用部会）において、課題検討を進めながら事業内容の充実を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 市社会福祉協議会	●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 （雇用部会）

7. 生活支援の充実

【基本的な考え方】

障害のある人が地域の中で自立した生活を送るため、本人の意思を尊重した生活支援体制の整備を進めます。

- ◆ 四日市障害保健福祉圏域では、それぞれの障害特性に応じて専門的な相談や支援が受けられるよう、市内5箇所の委託相談支援事業所において相談支援事業を実施しています。その中で、設置が市町村の努力義務となった基幹相談支援センターの設置について、検討を進めます。また、障害のある人のみならず、高齢や生活困窮等に起因する複雑化・複合的な課題を抱える人の相談については、令和5年度から開始された重層的支援体制整備事業のしくみを活用し、他分野との連携を図ることにより必要な支援を行うことができるよう、相談体制・情報提供体制の充実に取り組みます。
- ◆ 施設や病院からの地域生活への移行の取り組みなどを背景として、居宅生活の支援や生活の場が必要な重度の障害のある人は、今後も増加することが考えられます。障害のある人の地域での生活を維持する上で生じるニーズに応じた支援を提供していくため、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）等の居宅支援や、生活の場としてのグループホームの量的拡大は引き続き必要です。また、それぞれの障害特性に応じた支援が実施されるよう、障害福祉サービス事業所の対応能力の向上を図るなど、これらのサービスの質的な向上も必要となります。民間事業の円滑な運営を促進するため、国、三重県に対しそれぞれの責任分担において必要な事業の実施、制度の改善などについて要望することが求められています。
- ◆ 障害のある人が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションに参加することで、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、広く障害への理解と認識を深めることができます。障害のある人が、身近な地域で自分に合った活動の場を自由に選択し、気軽に取り組むことができる環境整備等を推進するとともに、障害者団体の活動が活性化されるよう、促していくことが重要となっています。

1)生活安定施策の充実

【施策体系】

- (1) 連携強化による相談・支援体制の充実
- (2) 各種制度・施策活用の促進

【施策の方向】

(1) 連携強化による相談・支援体制の充実

①障害のある人に寄り添った相談・支援が可能となるよう、市内5箇所の委託相談支援事業所との連携を強化し、障害福祉サービスの利用援助、介護相談、社会資源の活用支援等について、それぞれの障害特性に応じた相談支援を行うとともに、基幹相談支援センターの設置について検討を進めます。また、複雑化・複合的な課題を抱える相談に対しては、重層的支援体制整備事業のしくみを活用し、他分野との連携を図ることにより相談体制・情報提供体制の充実に取り組みます。四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の計画相談支援部会においても、課題検討を行い、相談支援の強化に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
拡充	障害福祉課 こども発達支援課 福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ●市内5箇所体制による委託相談支援事業 ●基幹相談支援センターの設置検討 ●計画相談支援事業、障害児相談支援事業 ●四日市市指定特定相談支援等体制強化補助金の交付 ●四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 ●重層的支援体制整備事業

②日常生活自立支援事業については、福祉サービスを選択、決定する判断能力に不安のある人の福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行います。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	市社会福祉協議会	●日常生活自立支援事業

③障害のある人にも高齢化が進むなか、高齢者数の多い地区などで在宅介護支援センターの体制の充実を図り、相談・支援体制を強化します。また、市内5箇所の委託相談支援事業所と連携し、多様な相談に対応できるように在宅介護支援センター職員に研修を実施し、障害のある人の身近な地域で相談を実施します。併せて、地域住民へ相談できる事業所の周知を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	高齢福祉課 障害福祉課	●市内5箇所の委託相談支援事業所 ●在宅介護支援センター

- ④「障害者(児)福祉のてびき」や市ホームページ、出前講座等を通じて、障害者総合支援法に基づく制度や障害福祉サービス事業所の情報などを、わかりやすく提供します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●「障害者(児)福祉のてびき」の作成 ●四日市市のホームページ ●生涯学習いきいき出前講座

- ⑤市内5箇所の委託相談支援事業所相互の連携を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用に際して必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画に基づくサービス利用の仕組みについて、一層の定着を図ります。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども発達支援課	●サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の推進 ●指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所 ●障害特性に応じた委託相談支援事業の案内

- ⑥民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として常に市民の立場にたって、福祉の相談に応じ必要な情報の提供などの援助を行うとともに、関係機関や行政への協力などの役割を担っています。障害のある人が、地域で安心して暮らしていく上で、身近な相談役であり、行政との連携強化を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	福祉総務課	●民生委員・児童委員と行政との連携

(2) 各種制度・施策活用の促進

- ①障害のある人の経済的支援を行うため、特別障害者手当や特別児童扶養手当などの各種手当を支給するとともに、障害年金など各種制度の周知を図ります。

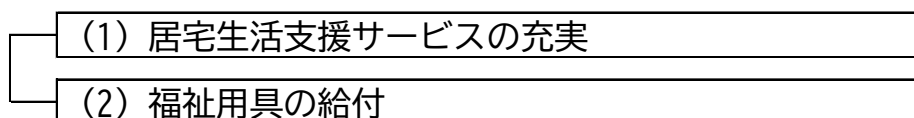
方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 こども保健福祉課 保険年金課	●特別障害者手当等の各種の手当の支給 ●特別児童扶養手当の周知 ●障害年金の制度の周知 ●特別障害給付金の周知

- ②通常のごみの収集日程に限らず、訪問介護事業者がいつでも利用できるごみの回収箱を地区市民センター等の公共施設に設置し、高齢者、障害者等、自力でのごみ出しが困難な世帯を対象に、福祉サービスの担い手等と連携したごみの収集を実施します。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	環境事業課 高齢福祉課	●福祉サービスの担い手等と連携したごみの収集

2) 居宅生活支援サービス等の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 居宅生活支援サービスの充実

- ①居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）等の居宅支援や、生活の場としての共同生活援助（グループホーム）の量的拡大に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●居宅介護や生活介護等の介護給付サービスの支援 ●共同生活援助等の訓練等給付サービスの支援

- ②公の施設（あさけワークス、共栄作業所、たんぽぽ、障害者体育センター）について、その役割について確認を行うとともに、老朽化に対応するため、再整備について検討を進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
新規	障害福祉課	●公の施設の再整備

- ③それぞれの障害特性に応じた市内5箇所の委託相談支援事業所や専門機関との連携強化を図り、継続した相談、支援を行うことで、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●委託相談支援事業の案内

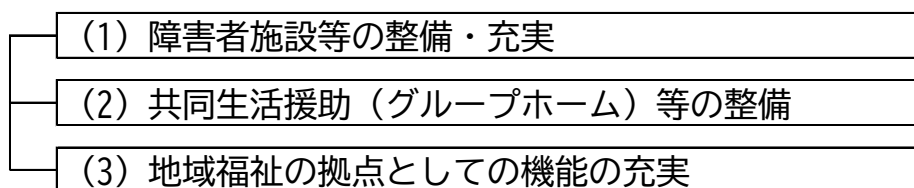
(2) 福祉用具の給付

- ①障害を補うための補装具にかかる費用の支給や日常生活を容易にする用具の給付について、制度の適正な運用に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●補装具の交付・修理 ●日常生活用具給付 ●重度障害者おむつ給付事業 ●点字出版物給付事業

3)住まいの場（居住系サービス）の充実

【施策体系】



【施策の方向】

(1) 障害者施設等の整備・充実

- ①既存施設の老朽化に伴う安全確保とともに、個室化等による生活の質の向上を図るための施設整備を国や三重県と協議、調整を図りながら支援します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●国県補助事業と協調した社会福祉施設整備補助

(2) 共同生活援助（グループホーム）等の整備

- ①障害のある人が、地域で自立して暮らすための支援基盤の充実を目的として、グループホーム等の整備を国や三重県と協議、調整を図りながら進めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●国県補助事業と協調した社会福祉施設整備補助

(3) 地域福祉の拠点としての機能の充実

- ①入所型施設の果たす役割は大きく、入所者支援はもとより、整備された施設機能や蓄積された支援技術を活かして、地域へ障害福祉サービスを提供していく拠点としての機能が望まれるため、障害のある人の地域移行の潮流に合わせて、地域資源としての機能拡充に向けて支援していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●入所型施設の地域資源としての機能拡充に向けた支援

- ②本市においては、地域の交流を促進し、介護予防を促進する場として、「ふれあいいいきサロン」運営支援を行っています。今後も、関係機関との連携のもと、これらの拠点を通じた取り組みの実施・支援を行います。

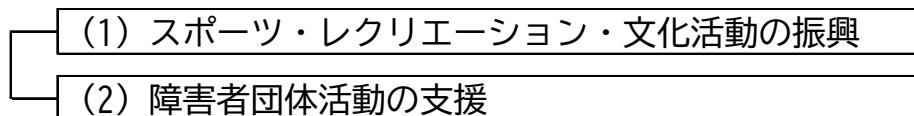
方向性	担当部署	主な事業など
拡充	高齢福祉課 市社会福祉協議会	●ふれあいいいきサロンの促進

- ③障害のある人の重度化・高齢化や、いわゆる「親亡き後」を見据えて、障害福祉に関する相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応や受け入れ、専門的な対応に向けた人材確保、地域の体制づくり等を推進する観点から、既存の障害福祉サービス事業所等の連携による面的体制の整備を図ります。このため、本市においては四日市市障害者施策推進協議会や四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、障害のある人の地域生活におけるニーズや課題を総合的に捉えながら、グループホームや障害者支援施設の持つ専門性をはじめ、短期入所サービス事業所の担う緊急時受け入れ機能、日中活動サービス事業所による体験の機会や場の提供機能、相談支援事業所によるケアマネジメント機能等の連携体制を構築することによる地域生活支援拠点等の機能の整備を検討します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●地域包括支援センター(在宅介護支援センター含む)等との交流促進

4) 自立活動の支援

【施策体系】



【施策の方向】

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

- ①障害のある人の社会参加を促進し、健康で文化的な生活を営むためのスポーツ、レクリエーション、文化活動の振興に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課 スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ振興事業 ●スポーツ活動参加のための移動等の支援 ●四日市市障害者スポーツレクリエーション大会への支援 ●三重県の実施する「三重県ふれあいスポレク祭」への支援 ●障害者スポーツの大会及び体験会（ボッチャ、SSピンポン等）

- ② 四日市市障害者体育センターを障害者スポーツ振興の拠点として運営し、障害者スポーツの普及を目的とした講習会や交流会の開催を通して、スポーツに親しむ場を提供します。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害福祉課	●障害者スポーツの普及を目的とした講習会や交流会

(2) 障害者団体活動の支援

- ①障害者団体などが、スポーツ、文化、ボランティア活動を主体的に行えるよう、障害のある人が使いやすい設備・環境の充実に努めます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害者福祉センター	●活動の拠点の整備（貸館事業）

- ②障害者団体や当事者グループなどの設立や活動を支援し、育成していきます。

方向性	担当部署	主な事業など
継続	障害者福祉センター	●サークル立ち上げや活動安定化等の支援

IV 統計データでみる四日市市

1. 人口の状況

1) 人口と世帯の状況

本市の人口の推移をみると、令和2年度及び令和4年度は若干増加しているものの、全体としては減少傾向にあり、令和5年度では308,248人となっており、令和元年度に比べ3,222人減少しています。

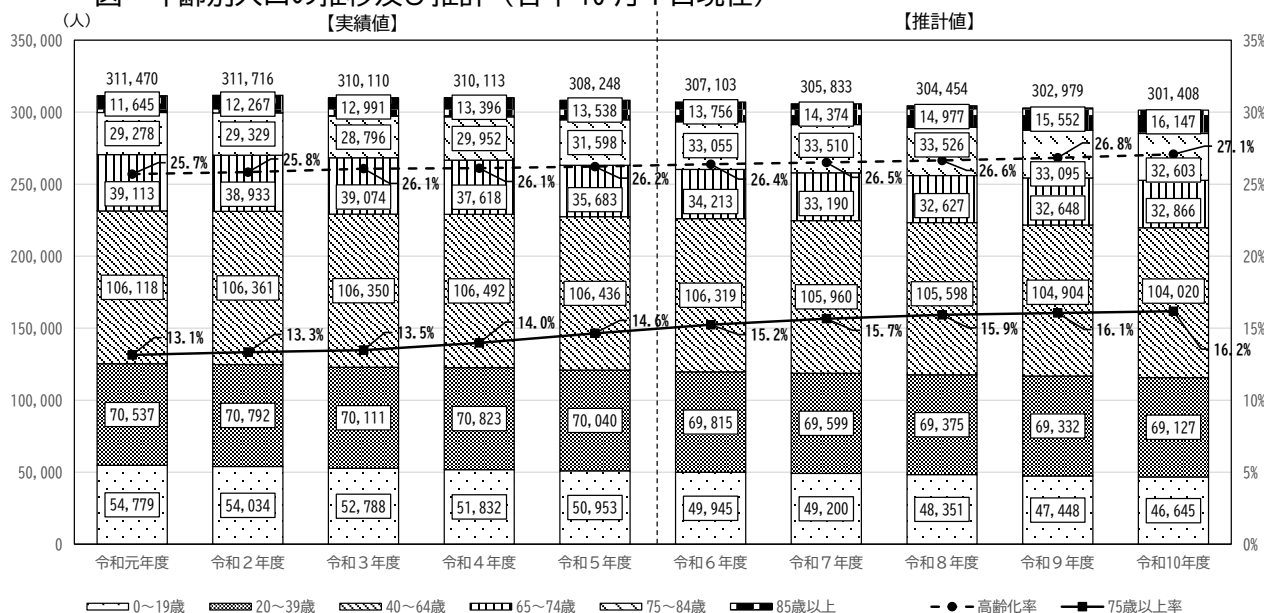
65歳以上の高齢者人口は、令和4年度までは増加し80,966人となりましたが、令和5年度は減少に転じ80,819人となっています。一方、75歳以上の人口は年々増加し続けており、令和5年度では45,136人となっており、令和元年度に比べ4,213人増加しています。

表 年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在 単位：人）

	実績値					推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総人口	311,470	311,716	310,110	310,113	308,248	307,103	305,833	304,454	302,979	301,408
40～64歳	106,118	106,361	106,350	106,492	106,436	106,319	105,960	105,598	104,904	104,020
65歳以上	80,036	80,529	80,861	80,966	80,819	81,024	81,074	81,130	81,295	81,616
65～74歳	39,113	38,933	39,074	37,618	35,683	34,213	33,190	32,627	32,648	32,866
75歳以上	40,923	41,596	41,787	43,348	45,136	46,811	47,884	48,503	48,647	48,750
高齢化率	25.7%	25.8%	26.1%	26.1%	26.2%	26.4%	26.5%	26.6%	26.8%	27.1%
75歳以上比率	13.1%	13.3%	13.5%	14.0%	14.6%	15.2%	15.7%	15.9%	16.1%	16.2%

※令和6年度以降は、令和元～令和5年度の各年度10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。また、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在）



2. 障害のある人の現状と推移

1) 身体障害者手帳を持つ人の状況

令和5年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は9,607人で、うち18歳未満が214人(2.2%)、18歳以上が9,393人(97.8%)となっています。障害の種類別では、肢体不自由が最も多く、全体の46.3%を占めています。次いで、内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。障害の程度別では、1級が最も多く、1級と2級で全体の47.1%と、重度の割合が高くなっています。年齢別では70歳以上の割合が63.9%となっており、身体に障害のある人の多くが高齢者であると言えます。

表 身体障害者手帳所持状況【令和5年4月1日現在単位：人】※（）内は18歳未満の人数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	201 (3)	223 (2)	35 (1)	38 (2)	75 (1)	37 (0)	609 (9)
聴覚・平衡機能障害	55 (0)	214 (16)	139 (1)	148 (1)	2 (0)	300 (4)	858 (22)
音声・言語・そしゃく機能障害	2 (0)	13 (0)	60 (1)	36 (0)	0 (0)	0 (0)	111 (1)
肢体不自由	890 (67)	903 (49)	882 (13)	1,117 (4)	394 (8)	264 (9)	4,450 (150)
内部障害	1,985 (18)	39 (0)	555 (10)	1,000 (4)	0 (0)	0 (0)	3,579 (32)
合計	3,133 (88)	1,392 (67)	1,671 (26)	2,339 (11)	471 (9)	601 (13)	9,607 (214)

図 障害種類別身体障害者手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】

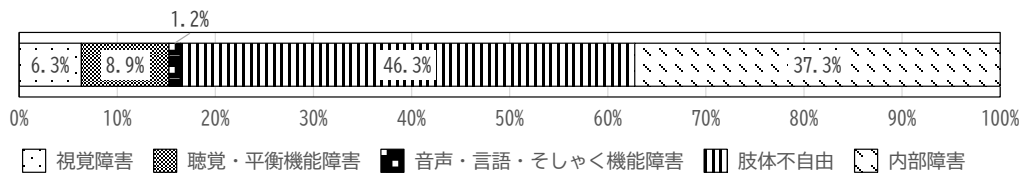


図 年齢別身体障害者手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】

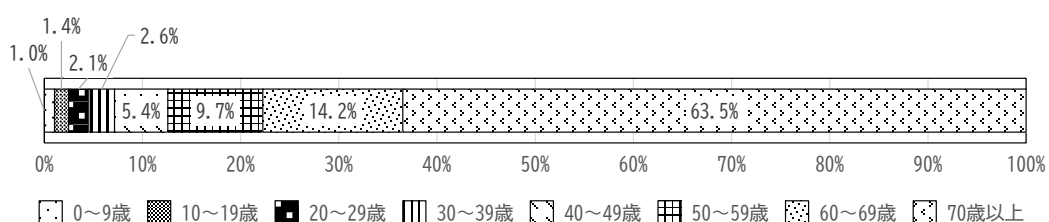
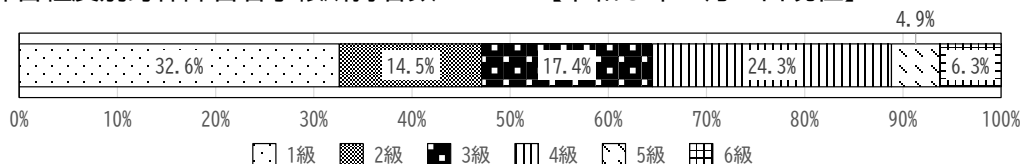


図 障害程度別身体障害者手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】



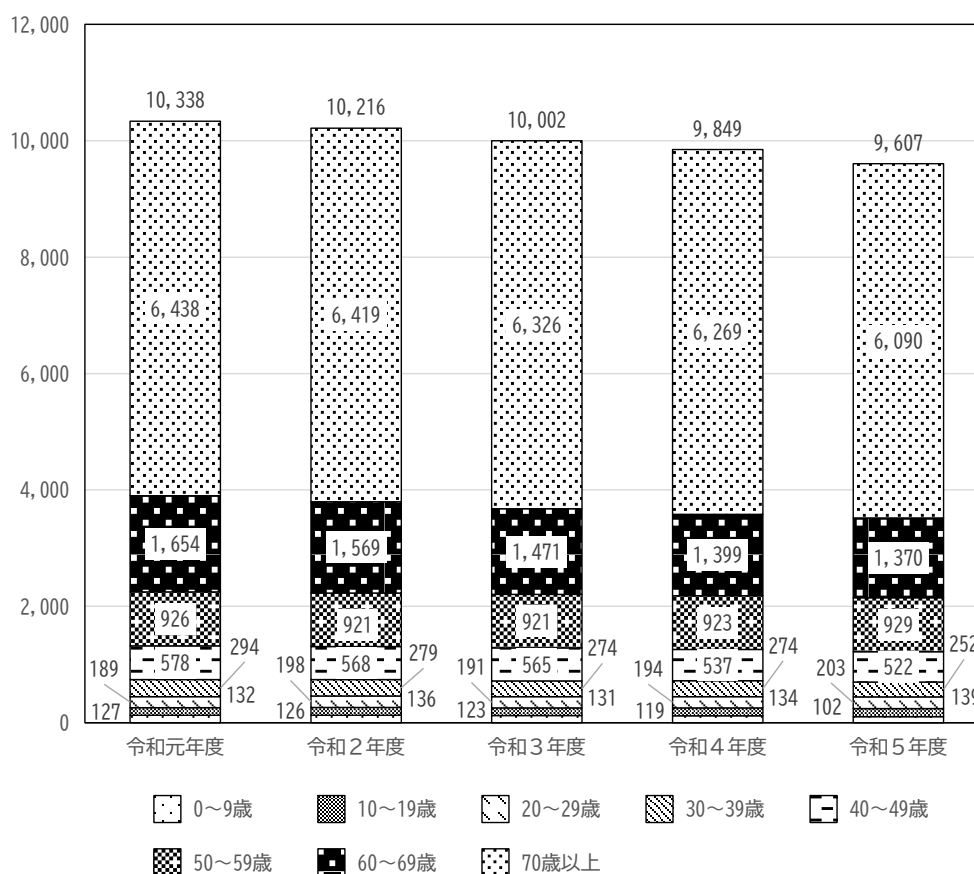
令和5年度の身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度と比較すると、731人(7.1%)減少しています。市内人口に対する割合も令和元年度の3.32%から3.11%と下がっています。

年齢別では20歳代(7.4%)、10歳代(5.3%)、50歳代(0.3%)では増加しており、その他の年齢層では減少しています。

表 身体障害者手帳所持者数推移(各年4月1日現在)

	手帳所持者数 (人)	令和元年度を 100とした指数	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口(人)	令和元年度を 100とした指数
令和元年度	10,338	100.0	3.32	311,431	100.0
令和2年度	10,216	98.8	3.28	311,527	100.0
令和3年度	10,002	96.7	3.22	310,610	99.7
令和4年度	9,849	95.3	3.18	309,338	99.3
令和5年度	9,607	92.9	3.11	308,752	99.1

表 年齢別身体障害者手帳所持者数推移(各年4月1日現在)



障害の種類別では、令和元年度と比較すると、内部障害については増加の傾向がみられますが、その他の障害種類では減少しています。

障害の程度別では、いずれの等級でも減少傾向にあります。

図 障害種類別障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）

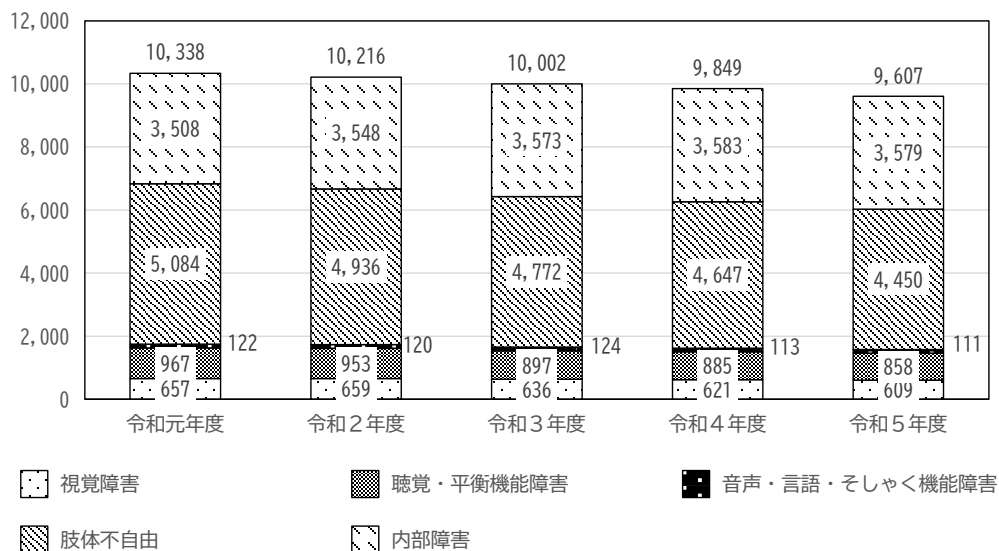
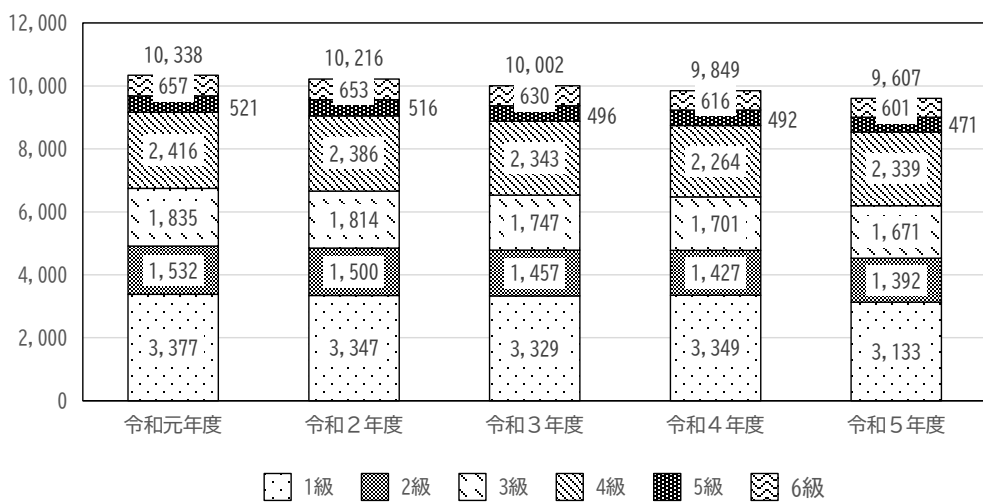


図 障害程度別障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



2) 療育手帳を持つ人の状況

令和5年4月1日現在、本市の療育手帳所持者数は2,719人で、うち18歳未満が831人(30.6%)、18歳以上が1,888人(69.4%)となっています。

表 療育手帳所持状況【令和5年4月1日現在単位：人】※()内は18歳未満の人数

A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
419	610	798	892	2,719
(92)	(144)	(171)	(424)	(831)

障害の程度別では、B2(軽度)が最も多く、次いでB1(中度)、A2(重度)、A1(最重度)の順となっています。年齢別では10歳代が最も多く25.0%となっており、次いで20歳代(22.2%)、30歳代(13.8%)となっています。

図 障害程度別療育手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】

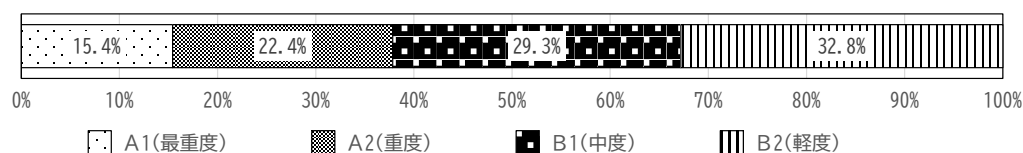
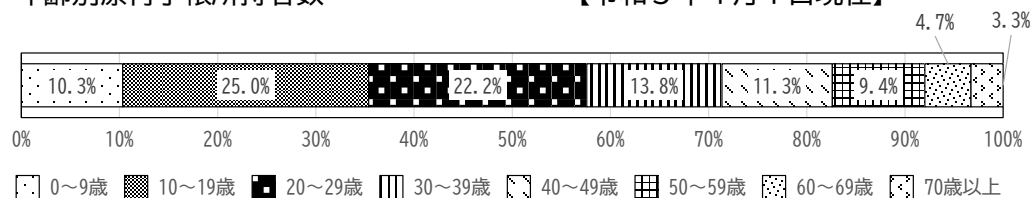


図 年齢別療育手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】



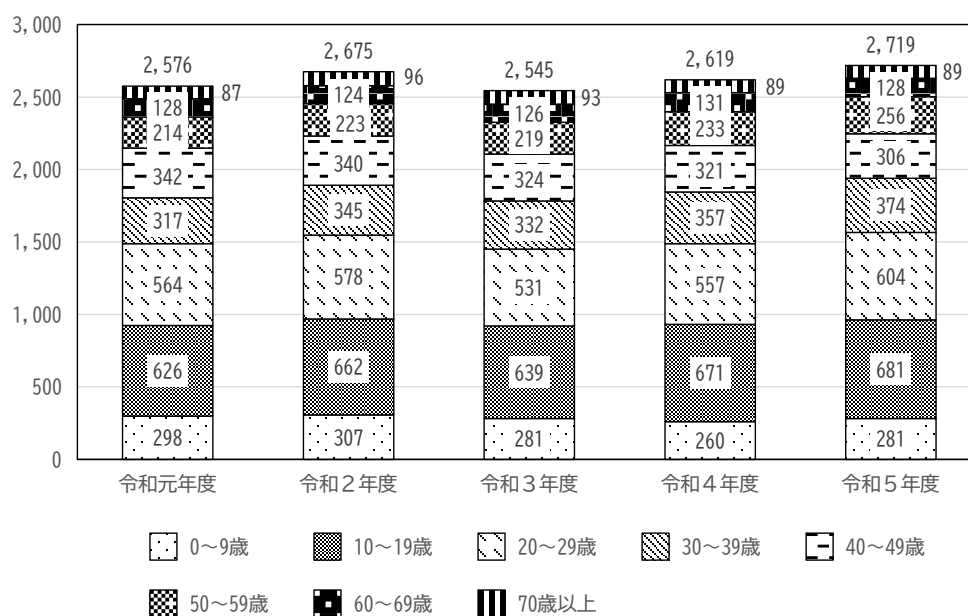
令和5年度の療育手帳の所持者数は、令和元年度と比較すると143人（5.6%）増加しています。市内人口に対する割合も、令和元年度の0.83%から0.88%と上がっています。

年齢別では、令和元年度と比較すると、0～9歳、40～49歳の年齢層で減少し、それ以外の年齢層では増加しています。特に50歳代（19.6%）、30歳代（18.0%）が高い増加率となっています。

表 療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）

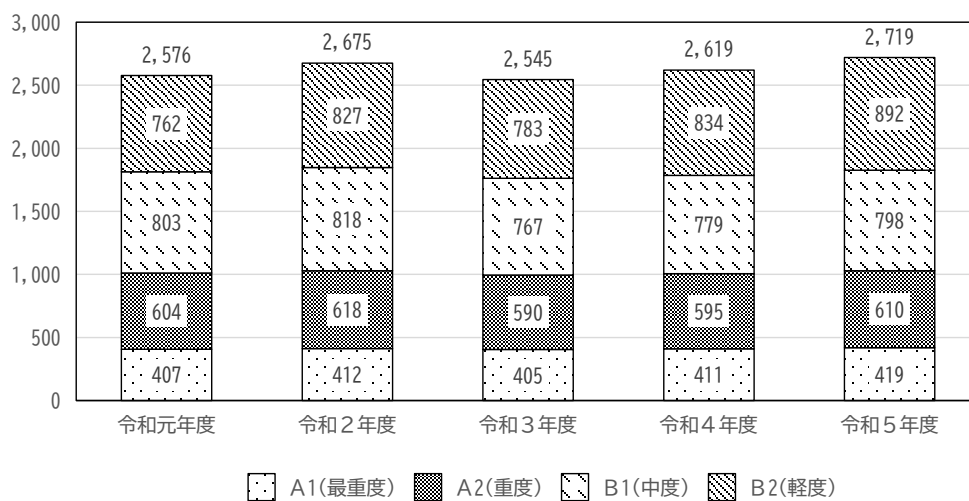
	手帳所持者数 (人)	令和元年度を 100とした指数	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口(人)	令和元年度を 100とした指数
令和元年度	2,576	100.0	0.83	311,431	100.0
令和2年度	2,675	103.8	0.86	311,527	100.0
令和3年度	2,545	98.8	0.82	310,610	99.7
令和4年度	2,619	101.7	0.85	309,338	99.3
令和5年度	2,719	105.6	0.88	308,752	99.1

図 年齢別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の程度別では、A1（最重度）とA2（重度）を合わせた割合が、令和元年度では39.2%であったのに対し、令和5年度では37.8%と下がっています。

図 障害程度別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



3) 精神障害者保健福祉手帳を持つ人の状況

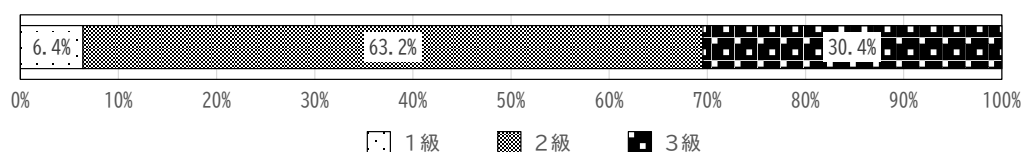
令和5年4月1日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,304人となっています。

障害の程度別では、2級が63.2%と最も多く、次いで3級(30.4%)、1級(6.4%)となっています。

表 精神障害者保健福祉手帳所持状況【令和5年4月1日現在単位：人】

1級	2級	3級	合計
211	2,087	1,006	3,304

図 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数 【令和5年4月1日現在】



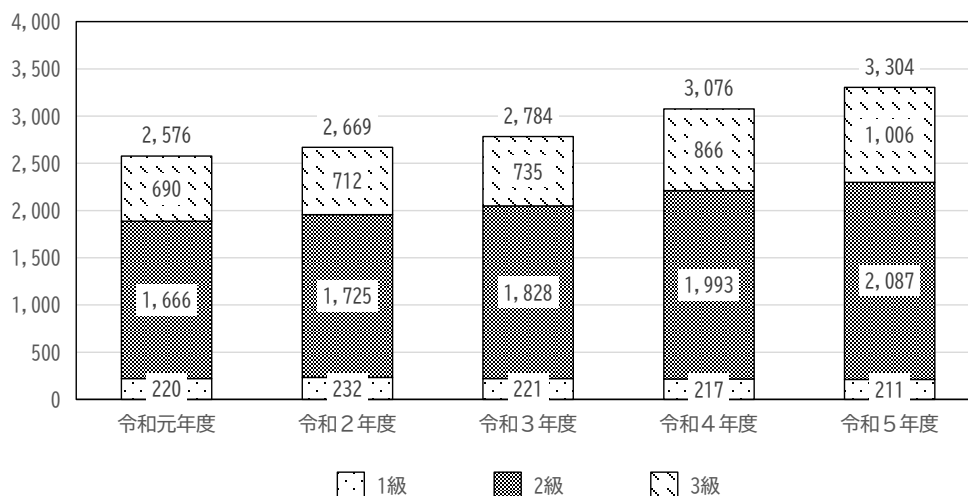
令和5年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度と比較すると、728人(28.3%)増加しています。市内人口に対する割合も令和元年度の0.83%から1.07%と上がっており、1%を超えました。

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移(各年4月1日現在)

	手帳所持者数 (人)	令和元年度を 100とした指数	市内人口比 (%)	市内人口	
				人口(人)	令和元年度を 100とした指数
令和元年度	2,576	100.0	0.83	311,431	100.0
令和2年度	2,669	103.6	0.86	311,527	100.0
令和3年度	2,784	108.1	0.90	310,610	99.7
令和4年度	3,076	119.4	0.99	309,338	99.3
令和5年度	3,304	128.3	1.07	308,752	99.1

障害の程度別では、令和元年度から比較すると、1級は9人（-4.1%）の減少ですが、2級は421人（25.3%）、3級は316人（45.8%）の増加となっています。

図 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（各年4月1日現在）

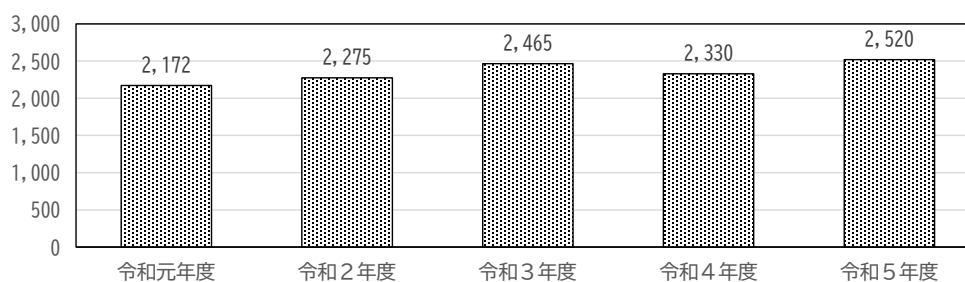


4) 特定医療費（指定難病）受給者の状況

難病のある人の状況をみると、令和元年度と比較すると、特定医療費（指定難病）医療受給者数は348人（16.0%）増加しています。

なお、難病法に基づく医療費助成の対象となる疾病（指定難病）は、令和5年4月1日現在、338疾病となっています。

図 特定医療費（指定難病）受給者数推移（各年4月1日現在）



3. アンケート調査でみる四日市市

1) 調査概要

(1) 調査の目的

四日市市内の障害のある人等に対して、障害のある人の現状、障害福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者計画の見直し、策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査対象等

	①障害者調査	②障害児調査
調査対象者	障害者手帳所持者から無作為に抽出した1,500人（身体900件・療育600件）、任意で調査に協力いただいた方（精神500件）	障害者手帳所持者から無作為に抽出した方、もしくは任意で調査に協力していただいた方800人
調査期間	令和4年11月1日～令和4年11月30日	
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答による調査	

	③市民調査	④事業所調査
調査対象者	四日市市内在住の20歳以上の方から無作為に抽出した500人	129事業所
調査期間	令和4年11月1日～令和4年11月30日	
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答による調査	

(3) 回収状況

調査対象	配布数 (件)	有効回収数(件)		有効回答率 (%)	
		紙(件)	WEB(件)		
障害者	2,000	763	717	46	38.2%
障害児	800	355	247	108	44.4%
市民	500	166	134	32	33.2%
事業所	129	52	35	17	40.3%
合計	3,429	1,336	1,133	203	—

※有効回答数：回収した調査票よりすべて記入のない白票等を無効票とし除いた数

(4) 調査結果の表示方法

- ①回答は各質問の回答者数（n）を基準とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ②複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ③表、グラフ等の見出し及び文章中での回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- ④グラフの凡例中、「障害者」は障害者調査結果、「障害児」は障害児調査結果、「市民」は市民調査結果をそれぞれ表します。

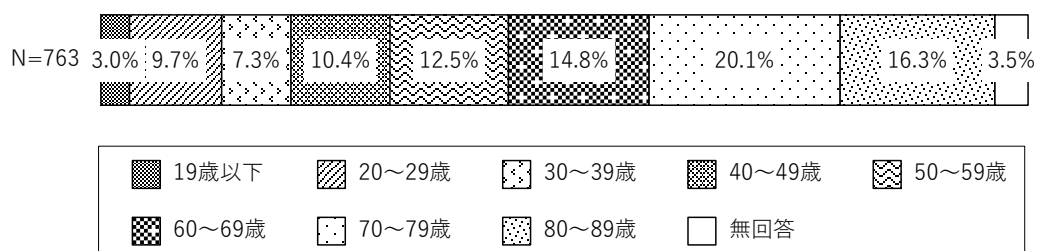
2) 調査結果

回答者の属性

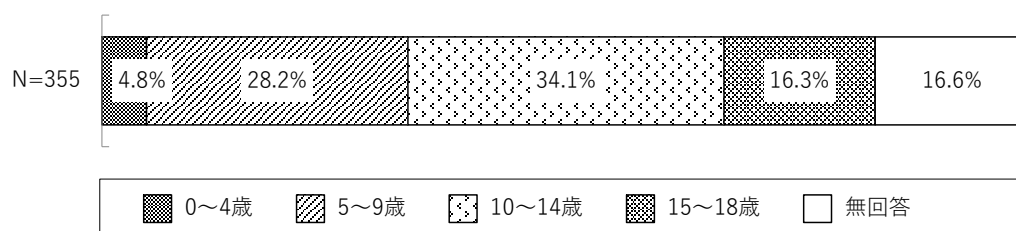
あなたの年齢をお答えください。(令和4年11月1日現在)

- 「障害者」では「70～79歳」が20.1%で最も高く、次いで「80～89歳」が16.3%、「60～69歳」が14.8%
- 「障害児」では「10～14歳」が34.1%、「5～9歳」が28.2%、「15～18歳」が16.3%、「0～4歳」が4.8%

障害者



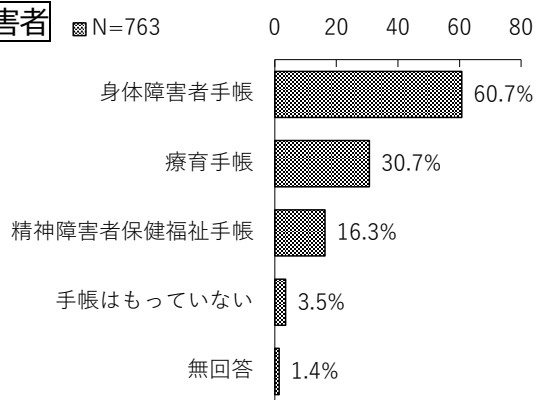
障害児



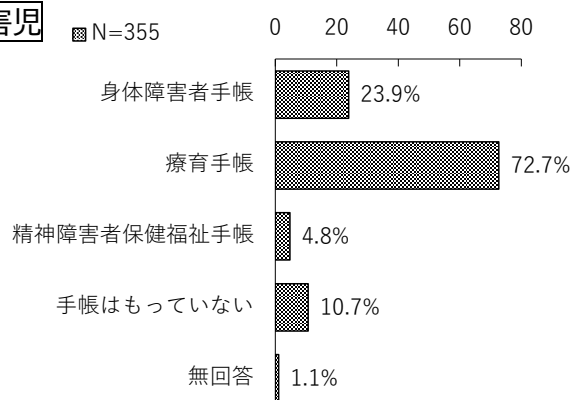
あなたはどの障害者手帳をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「身体障害者手帳」が60.7%で最も高く、次いで「療育手帳」が30.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が16.3%
- 「障害児」では、「療育手帳」が72.7%で最も高く、次いで「身体障害者手帳」が23.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が4.8%

障害者



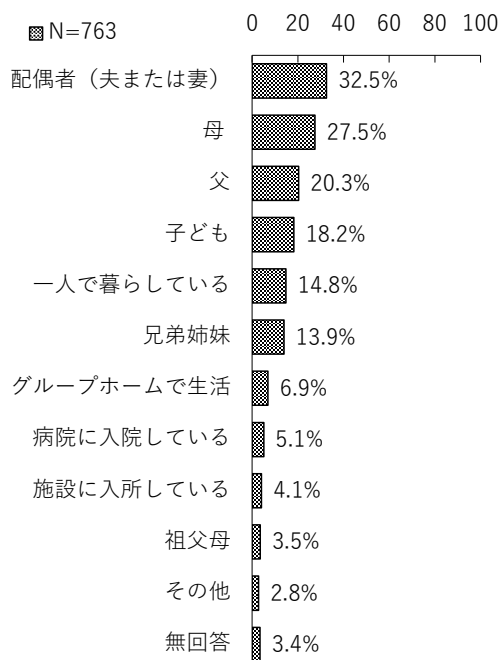
障害児



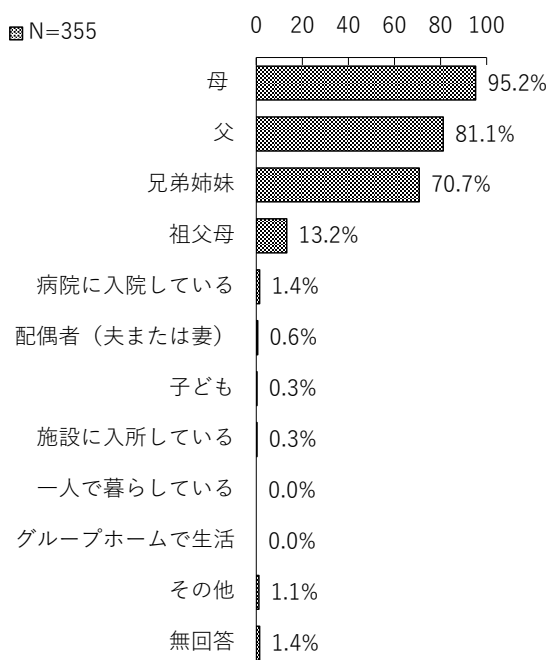
現在、一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「配偶者(夫または妻)」が32.5%で最も高く、次いで「母」が27.5%、「父」が20.3%、「子ども」が18.2%、「一人で暮らしている」が14.8%。「グループホームで生活」が前回3.5%から6.9%と増加している。
- 「障害児」では、「母」が95.2%、「父」が81.1%、「兄弟姉妹」が70.7%、「祖父母」が13.2%

障害者



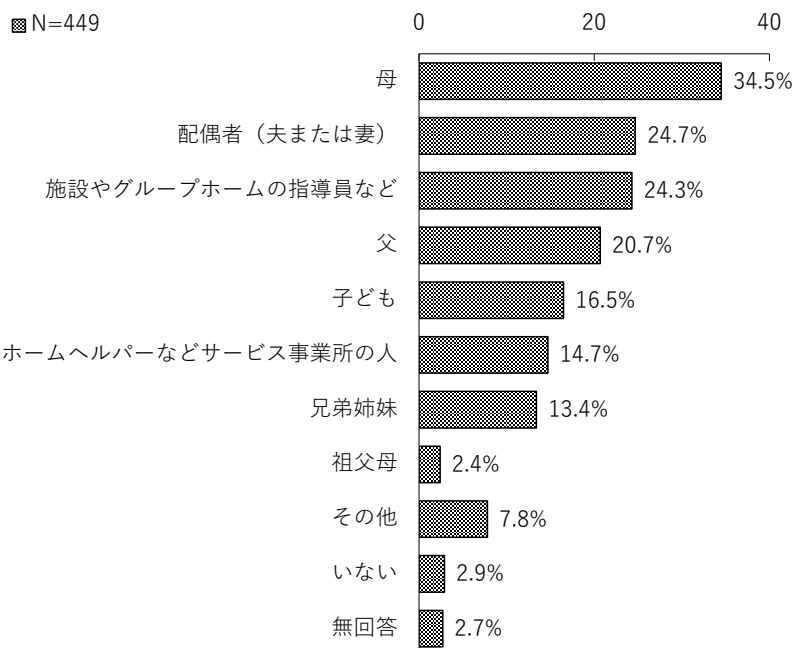
障害児



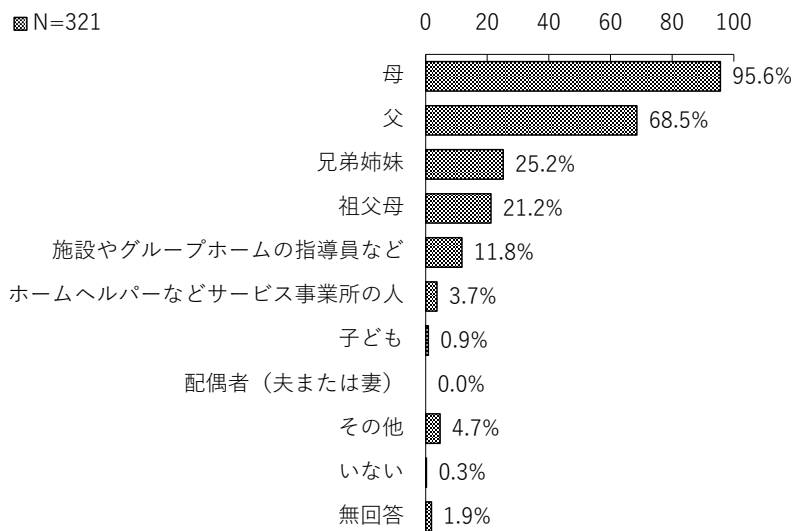
【「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた方】あなたを介助してくれる方は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「母」が34.5%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が24.7%、「施設やグループホームの指導員など」が24.3%
- 「障害児」では、「母」が95.6%で最も高く、次いで「父」が68.5%、「兄弟姉妹」が25.2%

障害者



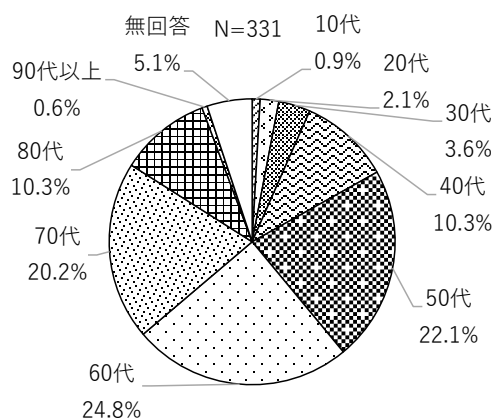
障害児



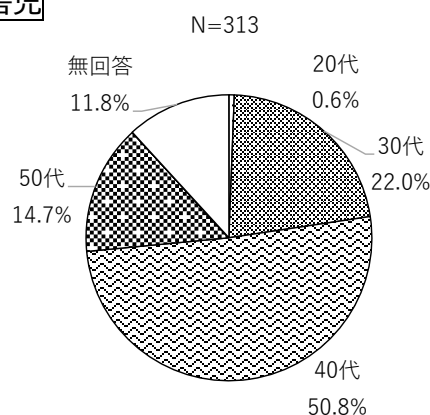
【介助してくれる方として「父」、「母」、「祖父母」、「兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」のいずれかを答えた方】あなたを主に介助してくれる方についてお書きください。

- 「障害者」では、「60代」が24.8%で最も高く、次いで「50代」が22.1%、「70代」が20.2%。主な介助者が「10代」と回答したのが0.9%（3件）となっている
- 「障害児」では、「40代」が50.8%、「30代」が22.0%

障害者



障害児

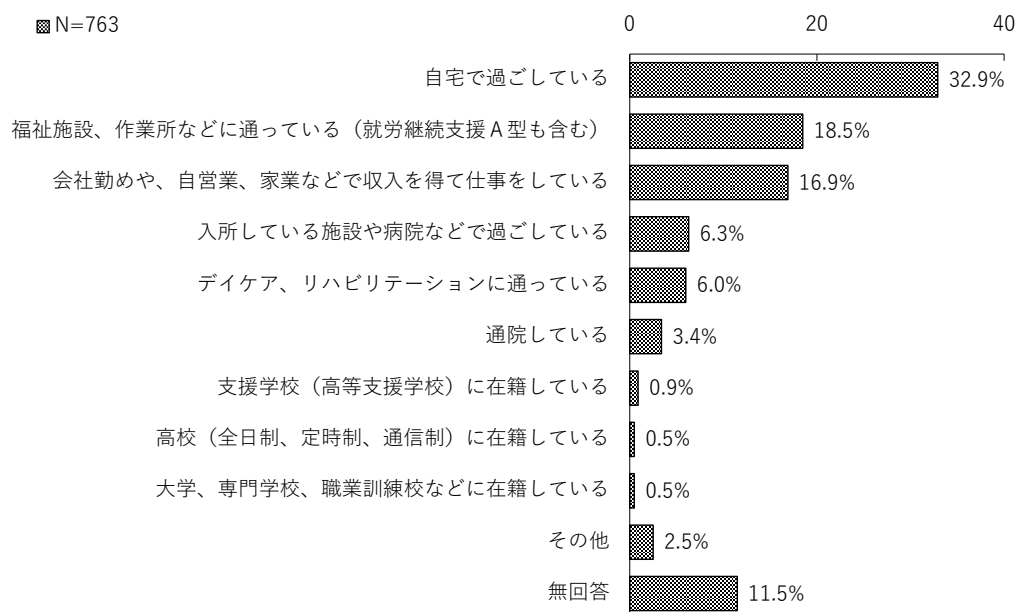


平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

- 「自宅で過ごしている」が32.9%で最も高く、次いで「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が18.5%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が16.9%

障害者

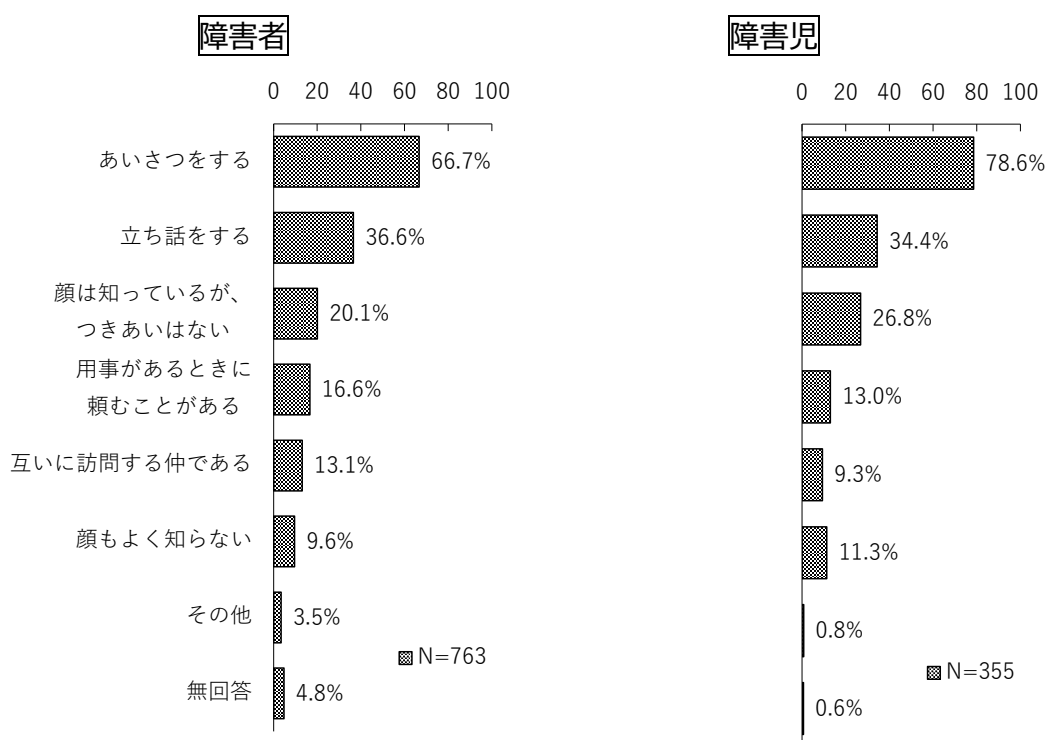
N=763



1. 理解と交流の促進

ご近所と、どの程度おつきあいされていますか。(あてはまるものすべてに○)

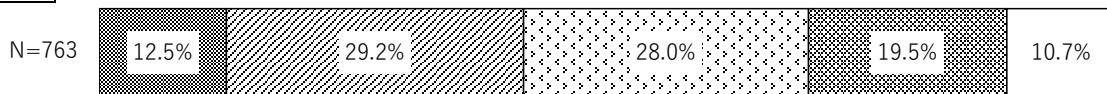
- 「障害者」では、「あいさつをする」が66.7%で最も高く、次いで「立ち話をする」が36.6%、「顔は知っているが、つきあいはない」が20.1%
- 「障害児」では、「あいさつをする」が78.6%で最も高く、次いで「立ち話をする」が34.4%、「顔は知っているが、つきあいはない」が26.8%



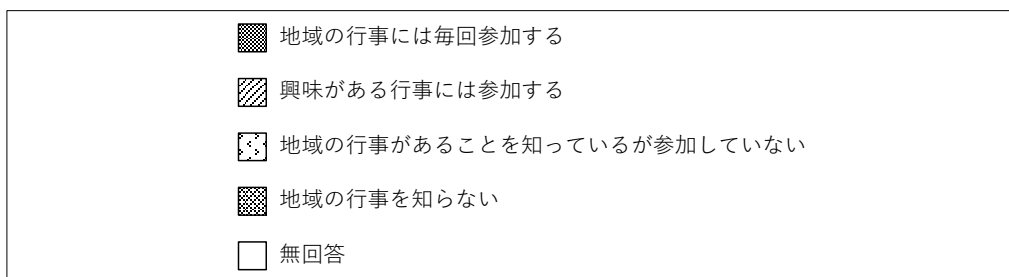
地域で開催される行事に参加しますか。

- 「障害者」では、「興味がある行事には参加する」が29.2%で最も高く、「地域の行事には毎回参加する」(12.5%)を合わせると、『地域の行事に参加している』割合は41.7%
- 「障害児」では、「興味がある行事には参加する」が48.5%で最も高く、「地域の行事には毎回参加する」(8.5%)を合わせると、『地域の行事に参加している』割合は57.0%
- 「障害者」では半数近くが「参加しない」または「地域の行事を知らない」と回答しているのに対し、「障害児」では、半数以上が「毎回」または「興味のある行事には参加する」と回答している

障害者



障害児



今までで、障害に対する配慮がなされている、または、障害の理解があると感じた場面や経験はありますか。

- 「障害者」では、「ある」が29.9%と約3割となっており、「ない」が53.5%
- 「障害児」では、「ある」が37.2%と約4割となっており、「ない」が49.0%

障害者



障害児



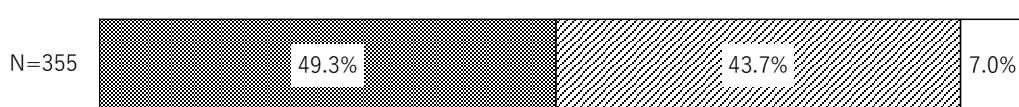
障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

- 「障害者」では、「ある」が33.7%と約3割となっており、「ない」が53.7%
- 「障害児」では、「ある」が49.3%と約半数となっており、「ない」が43.7%
- 前回の調査では、「ある」の割合は「障害者」で43.3%、「障害児」で60.9%であり、ともに差別や嫌な思いをしたことがあると回答した割合は減っている

障害者

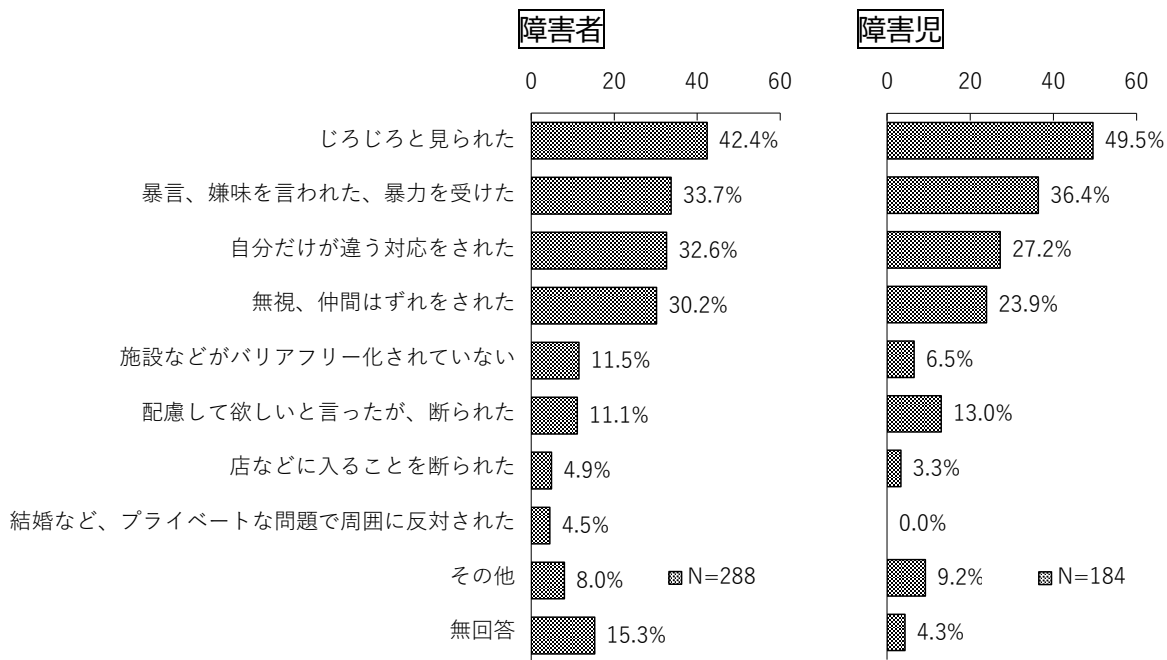


障害児



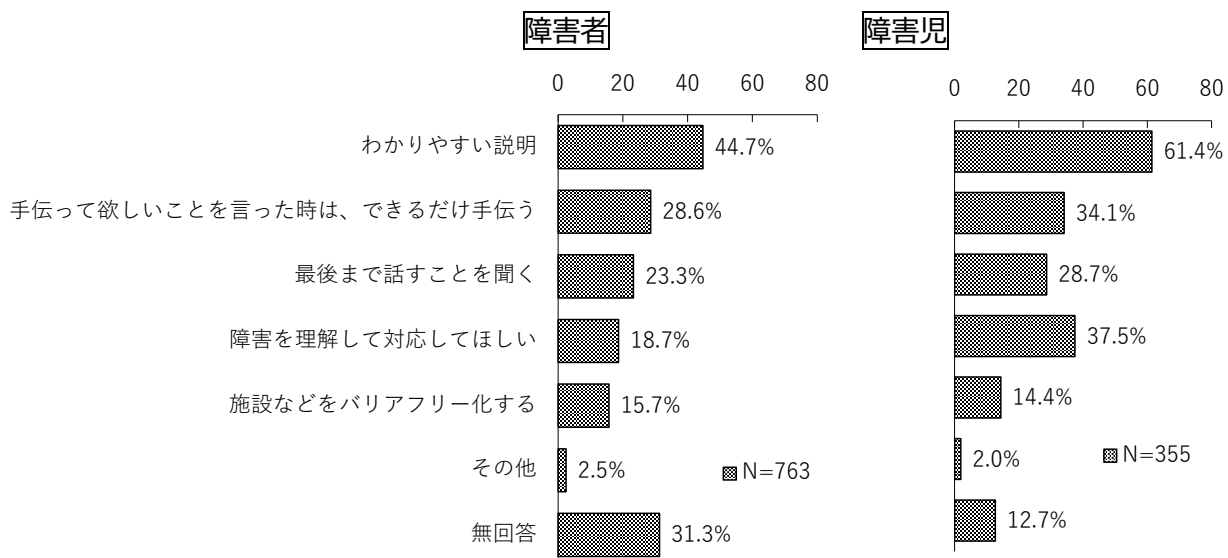
【差別や嫌な思いをしたり見たりしたことが「ある」方】なぜ、差別や嫌な思いと感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「じろじろと見られた」が42.4%で最も高く、次いで「暴言、嫌味を言われた、暴力を受けた」が33.7%、「自分だけ違う対応をされた」が32.6%
- 「障害児」では、「じろじろと見られた」が49.5%で最も高く、次いで「暴言、嫌味を言われた、暴力を受けた」が36.4%、「自分だけ違う対応をされた」が27.2%



必要と思う配慮について、お聞きします。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「わかりやすい説明」が44.7%で最も高く、次いで「手伝って欲しいことを言った時は、できるだけ手伝う」が28.6%、「最後まで話すことを聞く」が23.3%
- 「障害児」では、「わかりやすい説明」が61.4%で最も高く、次いで「障害を理解して対応してほしい」が37.5%、「手伝って欲しいことを言った時は、できるだけ手伝う」が34.1%

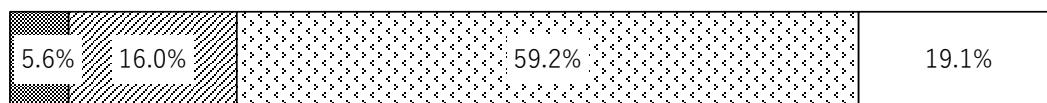


障害者差別解消法について、どの程度ご存じですか。

- 「障害者」では、「法律の名前も内容も知らない」が59.2%と約6割を占めており、「法律の名前も内容も知っている」は5.6%、「法律の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は16.0%
- 「障害児」では、「法律の名前も内容も知らない」が68.7%
- 「市民」では、「法律の名前も内容も知っている」が3.6%、「法律の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.9%
- 「法律の名前も内容も知らない」は前回調査より増えており、認知度が下がっている

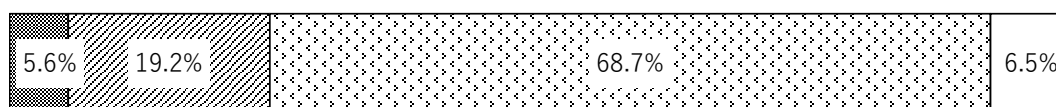
障害者

N=763



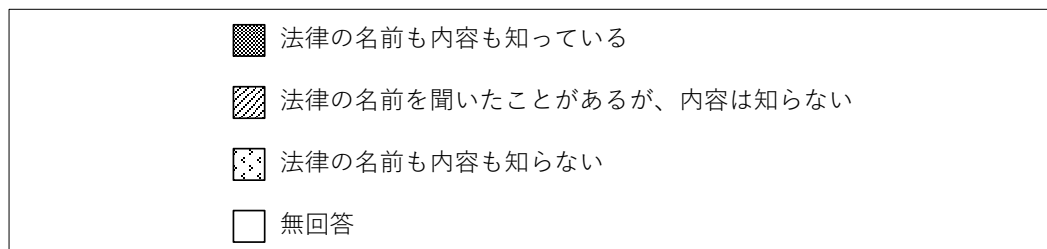
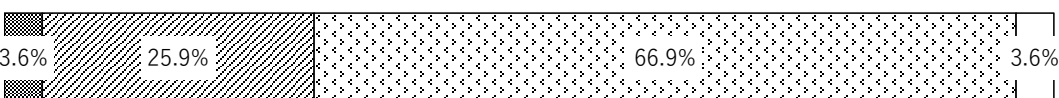
障害児

N=355



市民

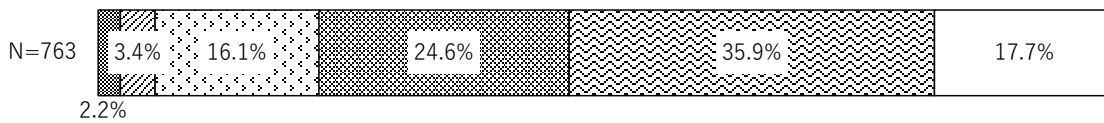
N=166



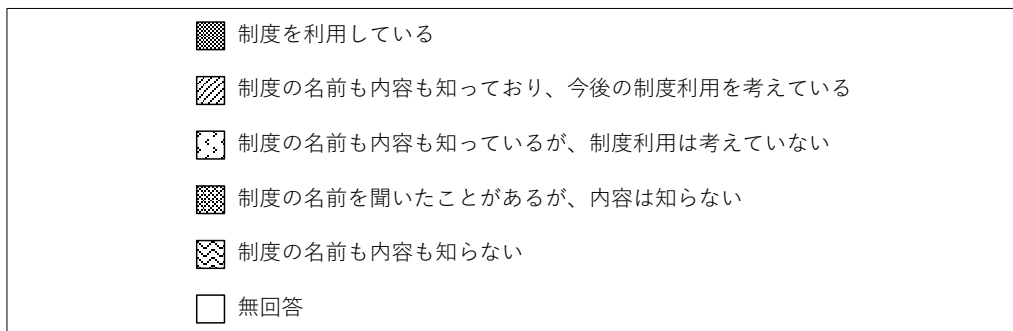
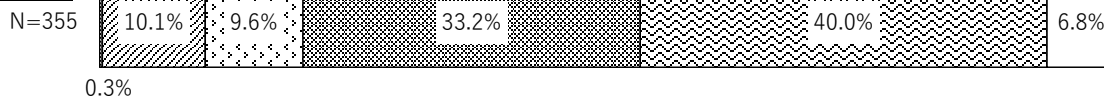
成年後見制度について、どの程度ご存じですか。

- 「障害者」では、「制度の名前も内容も知らない」が35.9%で最も高く、次いで「制度の名前を聞いた事があるが、内容は知らない」が24.6%、「制度の名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が16.1%
- 「障害児」では、「制度の名前も内容も知らない」が40.0%で最も高く、「制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が33.2%、「制度の名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」が10.1%、「制度の名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が9.6%

障害者



障害児

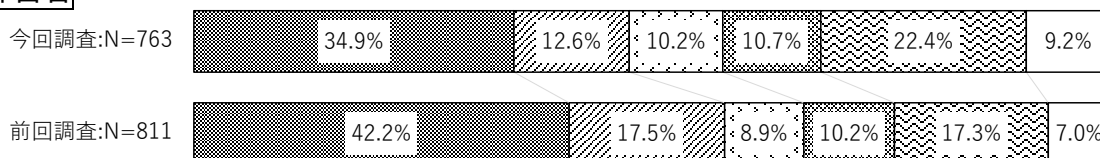


2. 保健・医療の充実

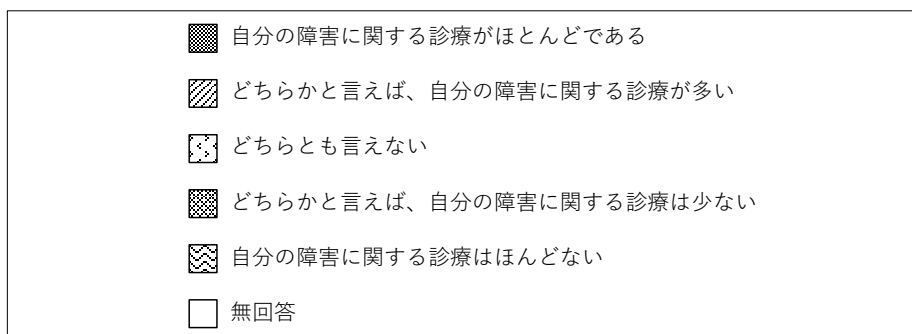
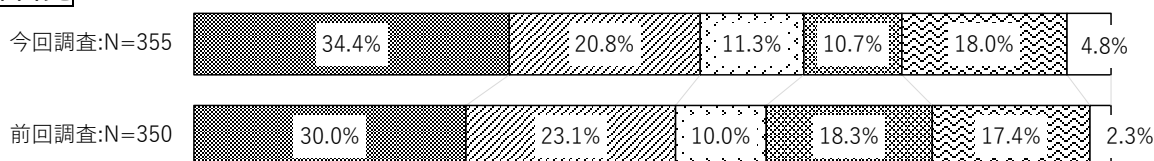
医療機関（病院、診療所、薬局）にかかる場合、ご自身の障害に関する治療やリハビリなどで医療機関にかかることが多いですか。

- 「障害者」では、『自分の障害に関する診療』（「自分の障害に関する診療がほとんどである」「どちらかと言えば、自分の障害に関する診療が多い」を合わせたもの）が47.5%、『自分の障害に関する診療ではない』（「自分の障害に関する診療はほとんどない」「どちらかと言えば、自分の障害に関する診療は少ない」を合わせたもの）が33.1%
- 「障害児」では、『自分の障害に関する診療』（「自分の障害に関する診療がほとんどである」「どちらかと言えば、自分の障害に関する診療が多い」を合わせたもの）が55.2%、『自分の障害に関する診療ではない』（「自分の障害に関する診療はほとんどない」「どちらかと言えば、自分の障害に関する診療は少ない」を合わせたもの）が28.7%

障害者



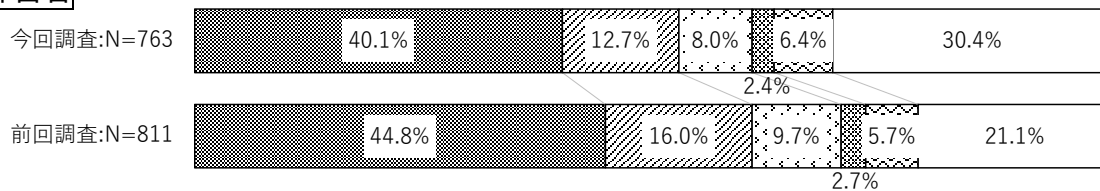
障害児



一年間（令和3年1月1日～令和3年12月31日まで）に、あなたが医療機関（病院、診療所、薬局）にかかった時に支払った医療費を平均すると、月額でおよそどのぐらいの金額になりますか。

- 「障害者」では、「5,000円以下」が40.1%で最も高く、次いで「5,001～10,000円」が12.7%。「1カ月平均金額」は18,614円。前回調査に比べて、3割、4,300円ほど上がっている。
- 「障害児」では、「5,000円以下」が49.9%で最も高く、次いで「5,001～10,000円」が3.9%。「1カ月平均金額」は4,372円、前回調査に比べて、障害児の方は前回の半額以下になっている。子ども医療費の拡大、窓口無償化が影響していると思われる。

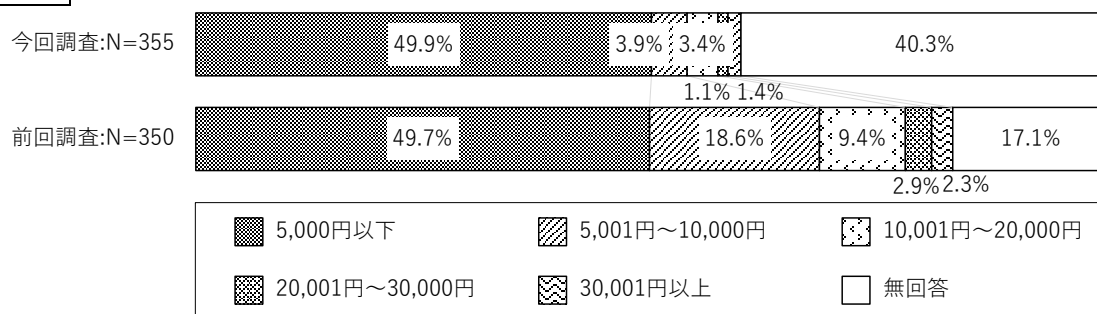
障害者



(年間医療費)

1カ月平均(円)	今回調査	前回調査
	18,614	14,319

障害児



(年間医療費)

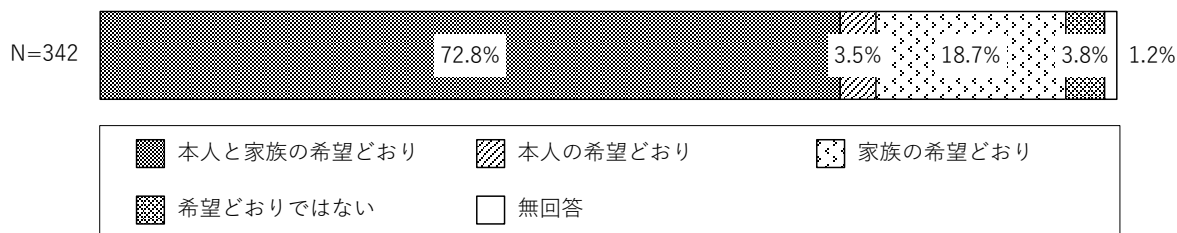
1カ月平均(円)	今回調査	前回調査
	4,372	11,007

3. 教育の充実

【何らかの学校・園に通っていると答えた方】通学・通園先は希望どおりですか。

- 『希望どおり』（「本人と家族の希望どおり」「本人の希望どおり」「家族の希望どおり」を合わせたもの）が95.0%、「希望どおりではない」が3.8%

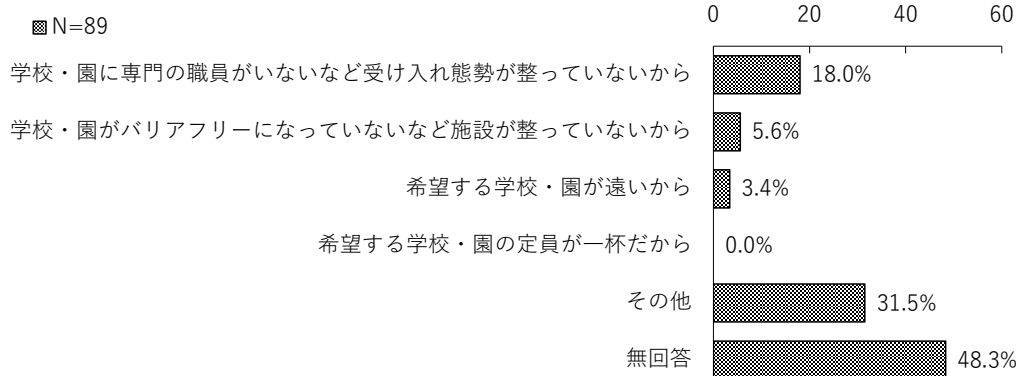
障害児



【通学・通園先が「本人の希望どおり」「家族の希望どおり」「希望どおりではない」のいずれかを答えた方】本人もしくは家族が希望する通学・通園先に通えない理由は何ですか。

- 「学校・園に専門の職員がいないなど受入れ態勢が整っていないから」が18.0%、「学校・園がバリアフリーになっていないなど施設が整っていないから」が5.6%

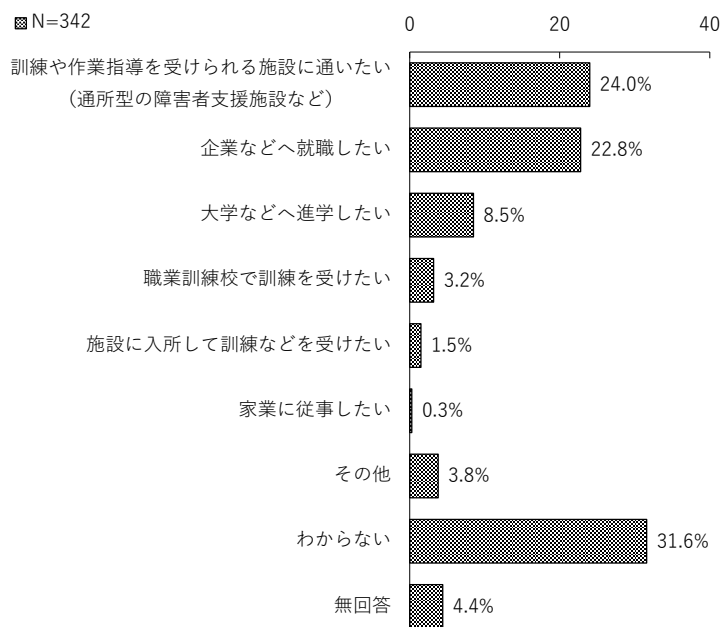
障害児



学校を卒業した後、どのような進路を希望しますか。

- 「訓練や作業指導を受けられる施設に通いたい（通所型の障害者支援施設など）」が24.0%で最も高く、次いで「企業などへ就職したい」が22.8%

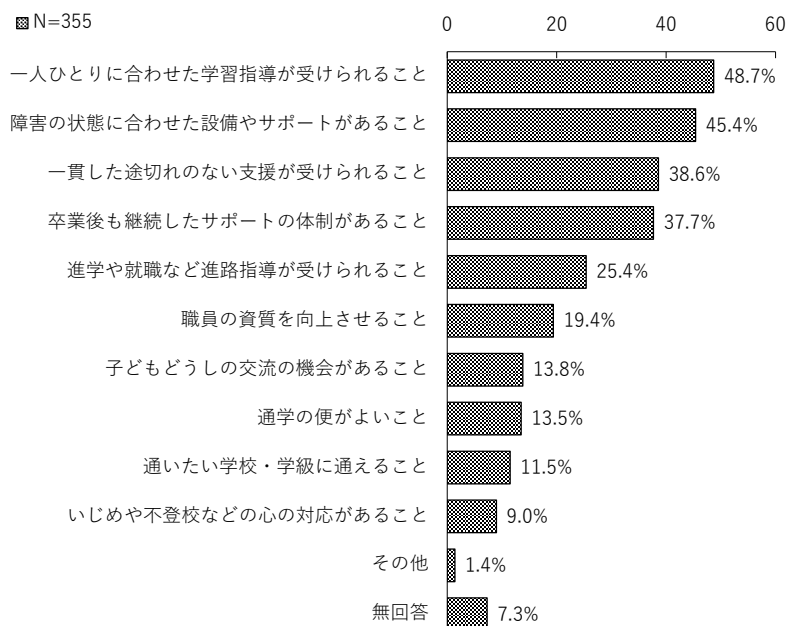
障害児



障害のある子どもの教育について、どのようなことが重要だと思いますか。

- 「一人ひとりに合わせた学習指導が受けられること」が48.7%で最も高く、次いで「障害の状態に合わせた設備やサポートがあること」が45.4%、「一貫した途切れのない支援が受けられること」が38.6%

障害児



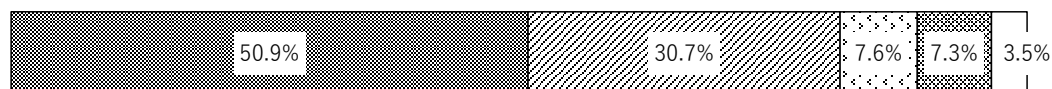
4. 生活環境の整備

ふだん、どの程度外出していますか。

- 「障害者」では、「ほとんど毎日」が50.9%、「週1～2回程度」が30.7%、「月1～2回程度」が7.6%、「ほとんど外出しない」が7.3%
- 「障害児」では、「ほとんど毎日」が88.5%、「週1～2回程度」が7.0%、「月1～2回程度」が2.0%、「ほとんど外出しない」が1.7%
- 「ほとんど外出しない」が障害者、障害児ともに若干増加しており、新型コロナウイルスの影響による行動への影響も想定される

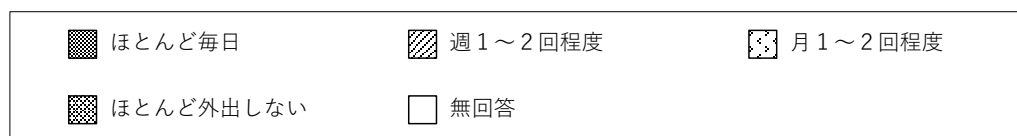
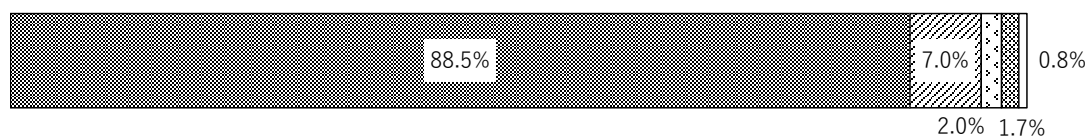
障害者

N=763



障害児

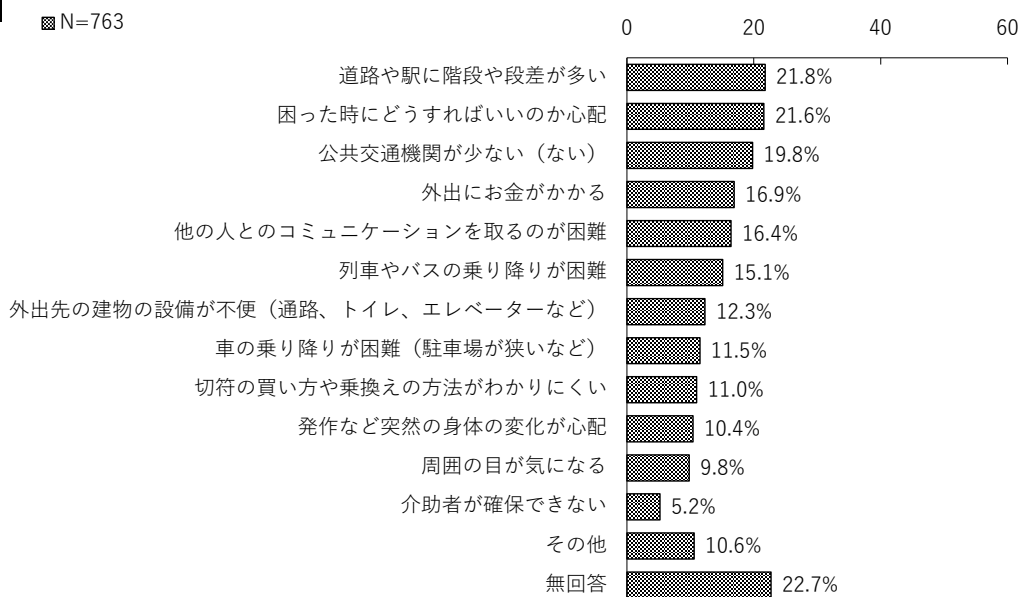
N=355



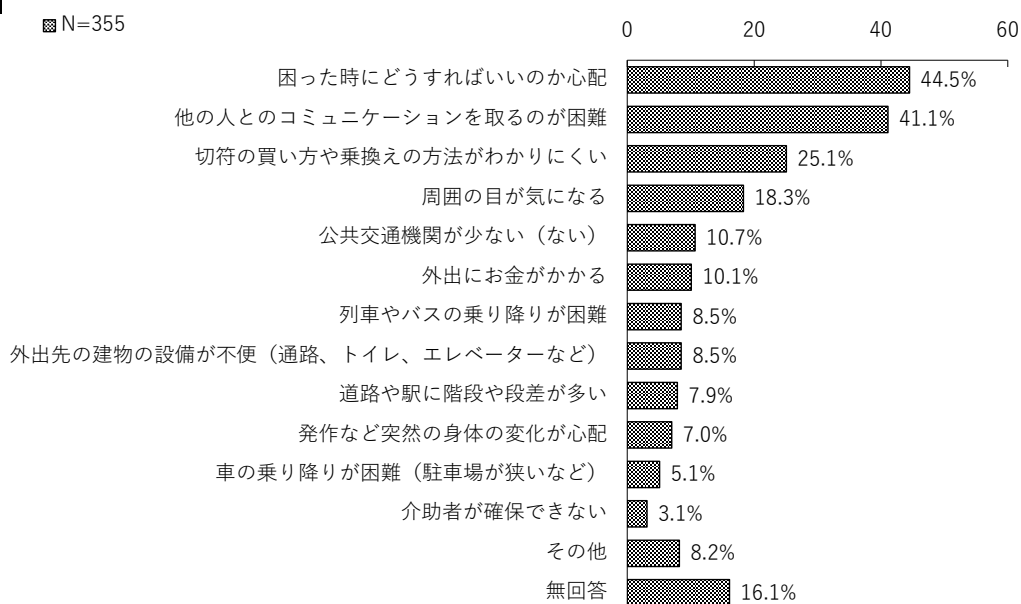
外出について困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「道路や駅に階段や段差が多い」が21.8%で最も高く、僅差で「困った時にどうすればいいのか心配」が21.6%
- 「障害児」では、「困った時にどうすればいいのか心配」が44.5%で最も高く、次いで「他の人とのコミュニケーションを取るのが困難」が41.1%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が25.1%
- 「困った時にどうすればいいのか心配」は「障害児」では1番多く、「障害者」では2番目に多かった。

障害者

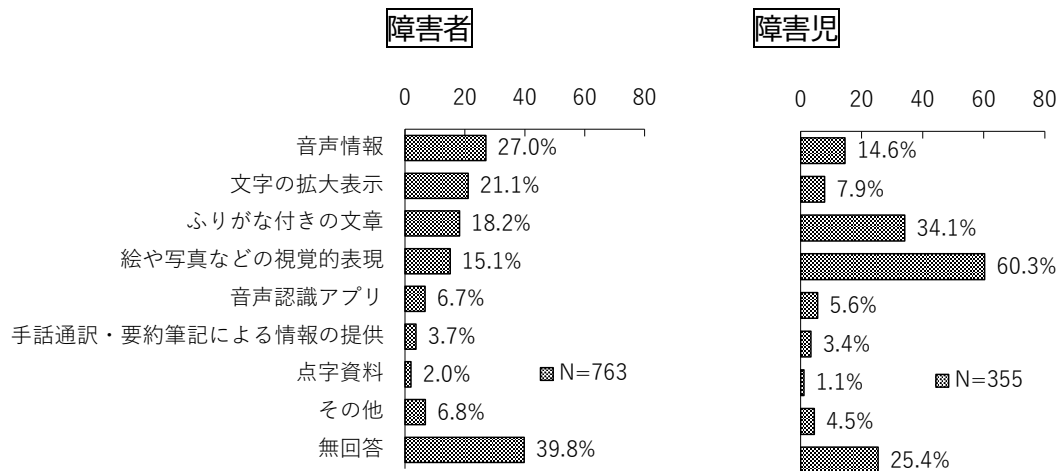


障害児



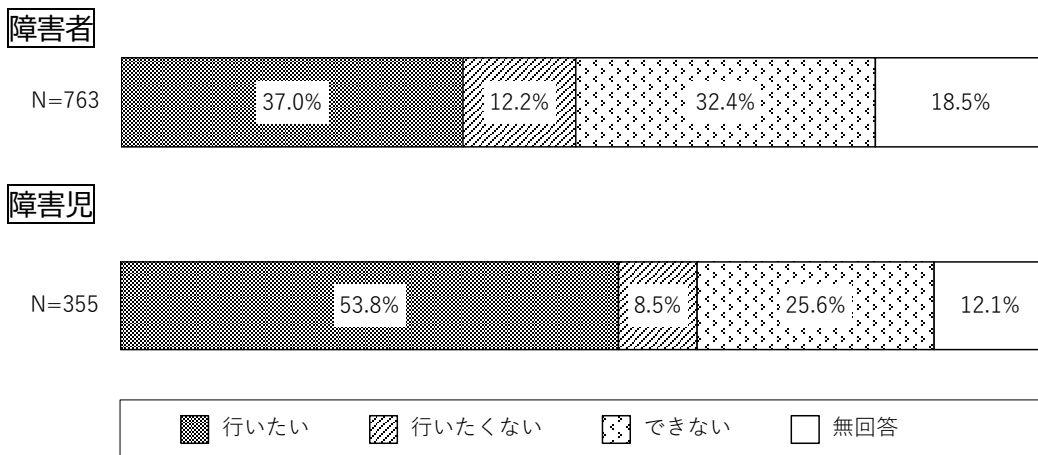
必要な情報を入手するために、必要なものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「音声情報」が27.0%で最も高く、次いで「文字の拡大表示」が21.1%、「ふりがな付きの文章」が18.2%
- 「障害児」では、「絵や写真などの視覚的表現」が60.3%で最も高く、次いで「ふりがな付きの文章」が34.1%、「音声情報」が14.6%



市役所での手続きを電子申請によって行いたいですか。

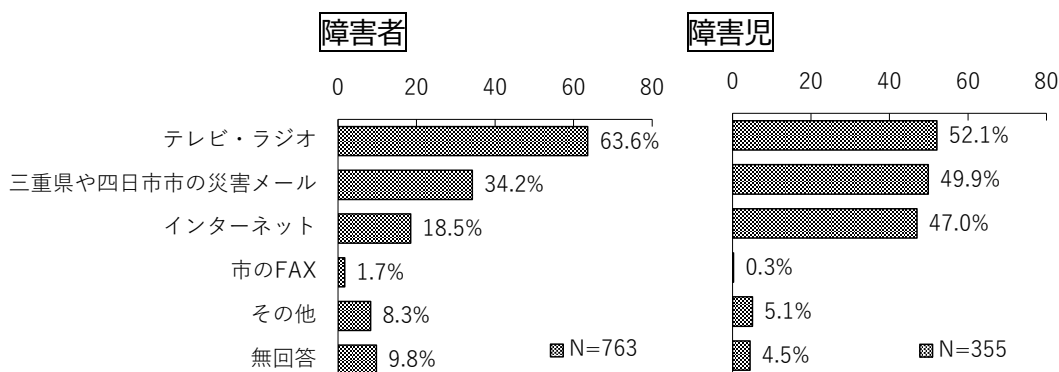
- 「障害者」では、「行いたい」が37.0%、「できない」が32.4%、「行いたくない」が12.2%
- 「障害児」では、「行いたい」が53.8%、「できない」が25.6%、「行いたくない」が8.5%



5. 防災・防犯体制の充実

災害に関する情報をどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

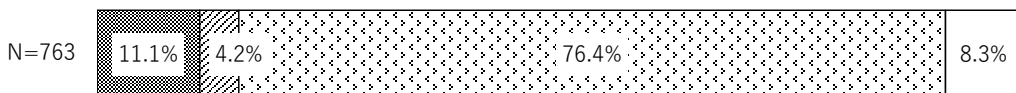
- 「テレビ・ラジオ」が最も多く、次いで行政からの「災害メール」となっており、障害児については、ほぼ半数の方が「災害メール」から情報を入手している



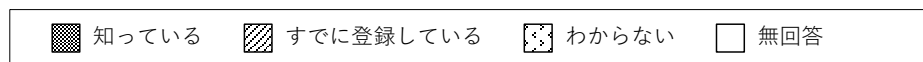
「避難行動要支援者名簿」および登録制度を知っていますか。

- 「障害者」では、「知っている」が11.1%、「すでに登録している」が4.2%となっており、「わからない」が76.4%
- 「障害児」では、「知っている」が7.6%、「すでに登録している」が3.9%となっており、「わからない」が83.7%
- 「市民」では、「知っている」が8.4%、「名前は聞いたことがある」が9.0%

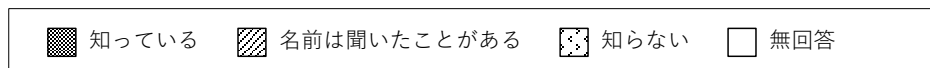
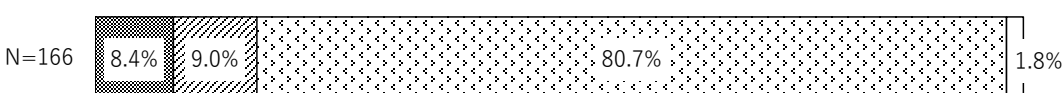
障害者



障害児



市民



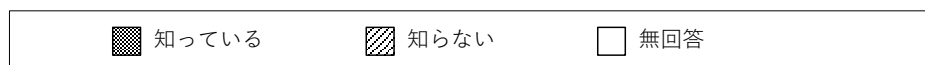
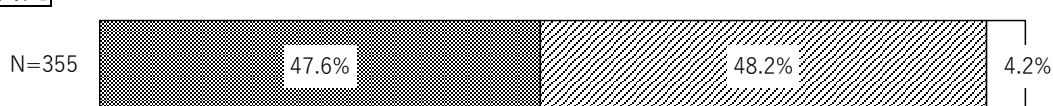
災害時に避難する場所を知っていますか。

- 「障害者」では、「知っている」が57.1%、「知らない」が35.1%
- 「障害児」では、「知っている」が47.6%、「知らない」が48.2%

障害者



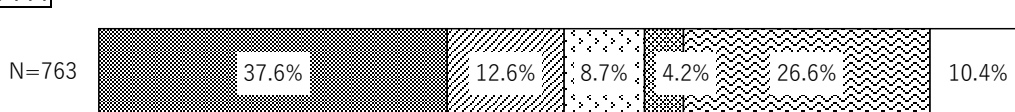
障害児



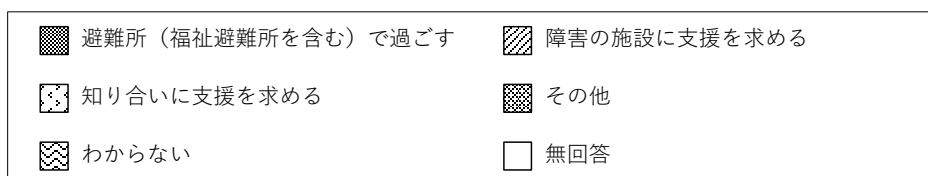
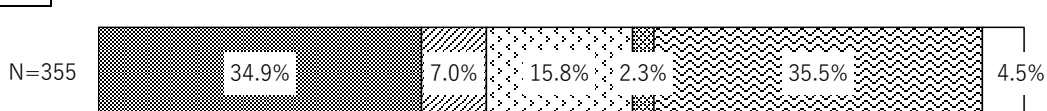
災害時に自宅で過ごせなくなった場合、あなたはどのようにされますか。

- 「障害者」では、「避難所（福祉避難所を含む）で過ごす」が37.6%で最も高く、次いで「わからない」が26.6%、「障害の施設に支援を求める」が12.6%、「知り合いに支援を求める」が8.7%
- 「障害児」では、「わからない」が35.5%で最も高く、次いで「避難所（福祉避難所を含む）で過ごす」が34.9%、「知り合いに支援を求める」が15.8%、「障害の施設に支援を求める」が7.0%

障害者

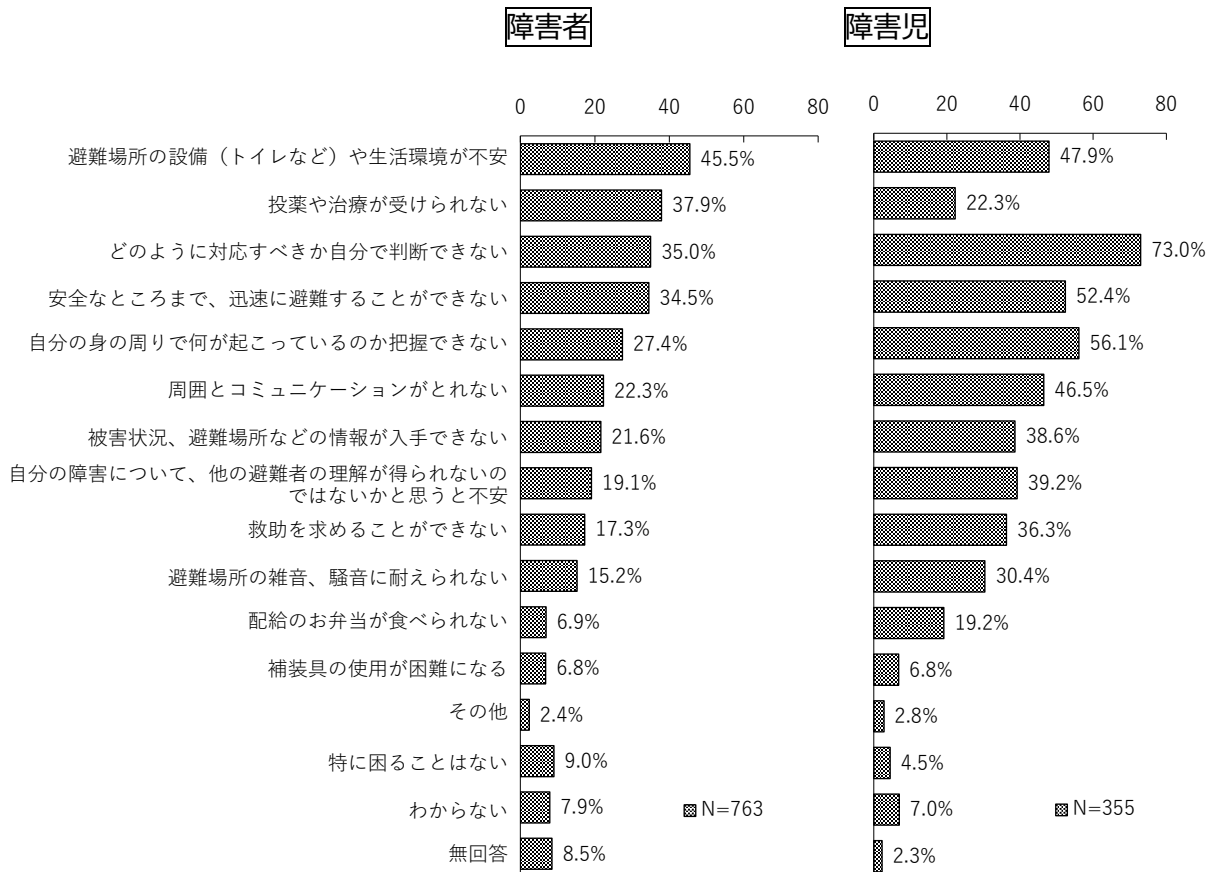


障害児



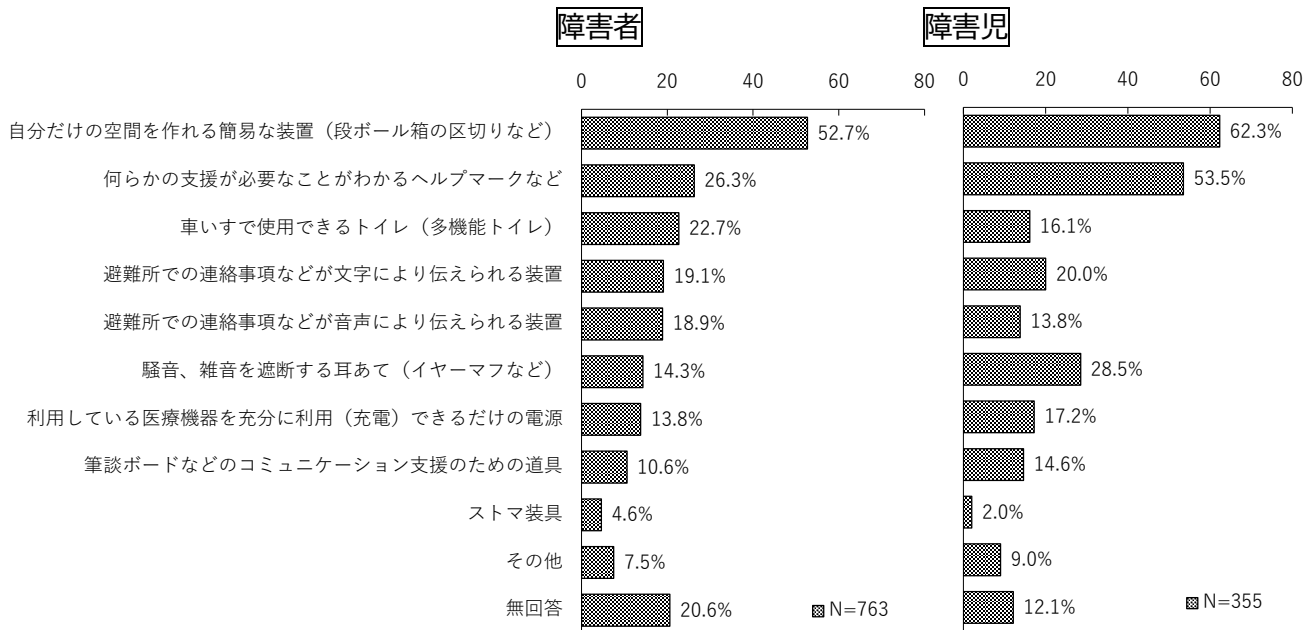
地震などの災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が45.5%で最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が37.9%、「どのように対応すべきか自分で判断できない」が35.0%
- 「障害児」では、「どのように対応すべきか自分で判断できない」が73.0%で最も高く、次いで「自分の身の周りで何が起きているのか把握できない」が56.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が52.4%



避難場所があれば、役に立つ、障害特性に配慮していると思われるものはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

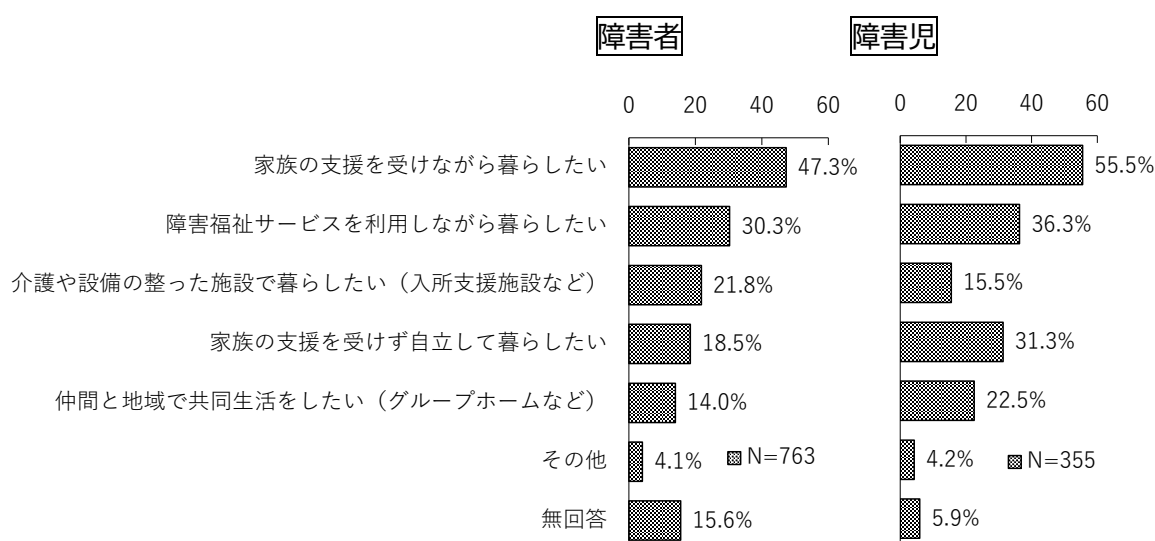
- 「障害者」では、「自分だけの空間を作る簡易な装置(段ボール箱の区切りなど)」が52.7%で最も高く、次いで「何らかの支援が必要なことがわかるヘルプマークなど」が26.3%、「車いすで使用できるトイレ(多機能トイレ)」が22.7%
- 「障害児」では、「自分だけの空間を作る簡易な装置(段ボール箱の区切りなど)」が62.3%で最も高く、次いで「何らかの支援が必要なことがわかるヘルプマークなど」が53.5%、「騒音、雑音を遮断する耳あて(イヤーマフなど)」が28.5%



6. 雇用・就労の促進

将来どのように暮らしたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「家族の支援を受けながら暮らしたい」が47.3%で最も高く、次いで「障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい」が30.3%、「介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所支援施設など)」が21.8%、「家族の支援を受けず自立して暮らしたい」が18.5%、「仲間と地域で共同生活をしたい(グループホームなど)」が14.0%
- 「障害児」では、「家族の支援を受けながら暮らしたい」が55.5%で最も高く、次いで「障害福祉サービスを利用しながら暮らしたい」が36.3%、「家族の支援を受けず自立して暮らしたい」が31.3%、「仲間と地域で共同生活をしたい(グループホームなど)」が22.5%、「介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所支援施設など)」が15.5%



7. 生活支援の充実

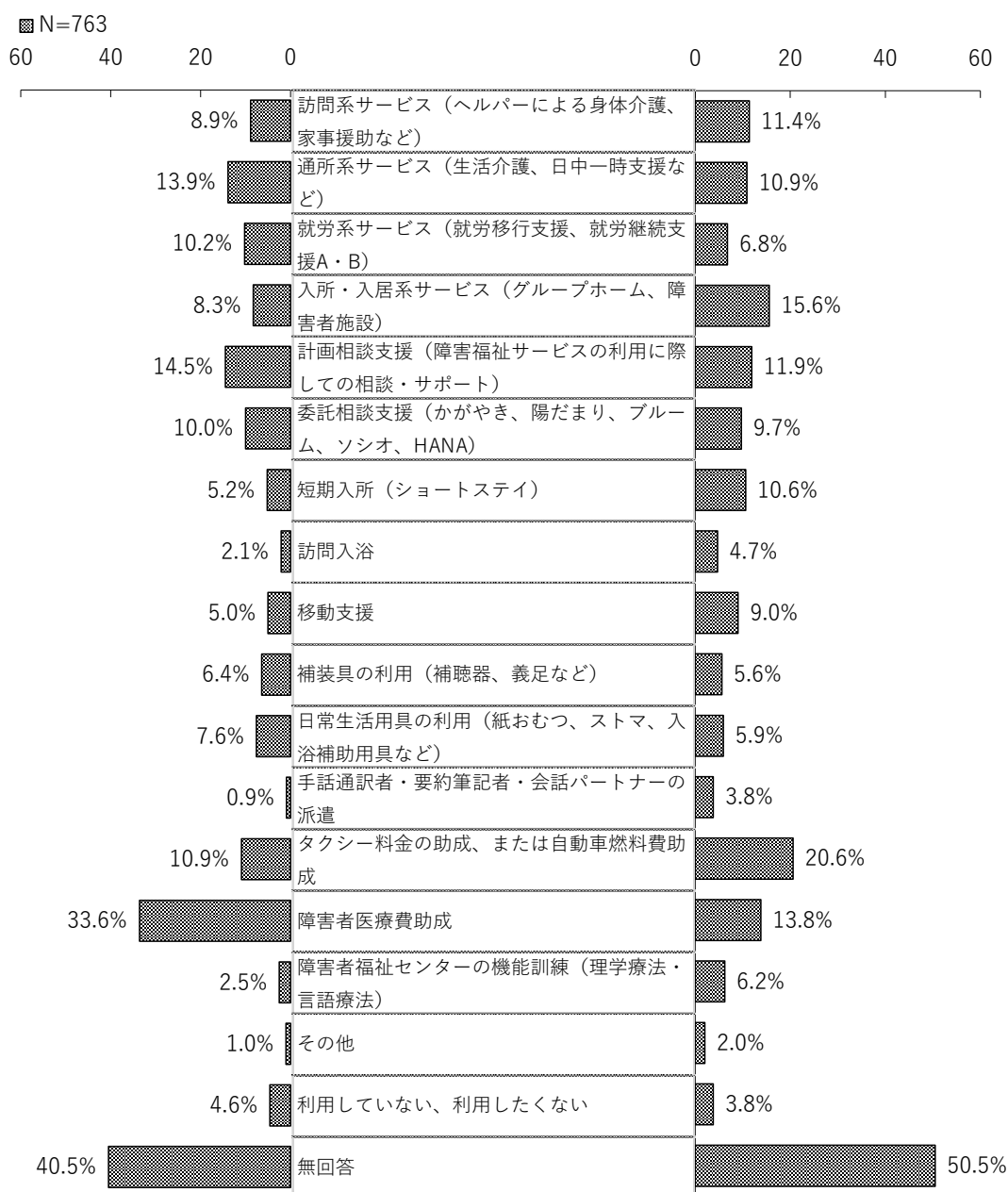
障害福祉サービスを利用していますか。また、今後、利用したいサービスはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「今後利用したい障害福祉サービス」について、半分は無回答であったが、希望としては「タクシー料金の助成」や「医療費助成」など経済的な支援が多く、施設利用等では「入所・入居系サービス」が多かった。

障害者

◀ 障害福祉サービスの利用状況 ▶

◀ 今後利用したい障害福祉サービス ▶

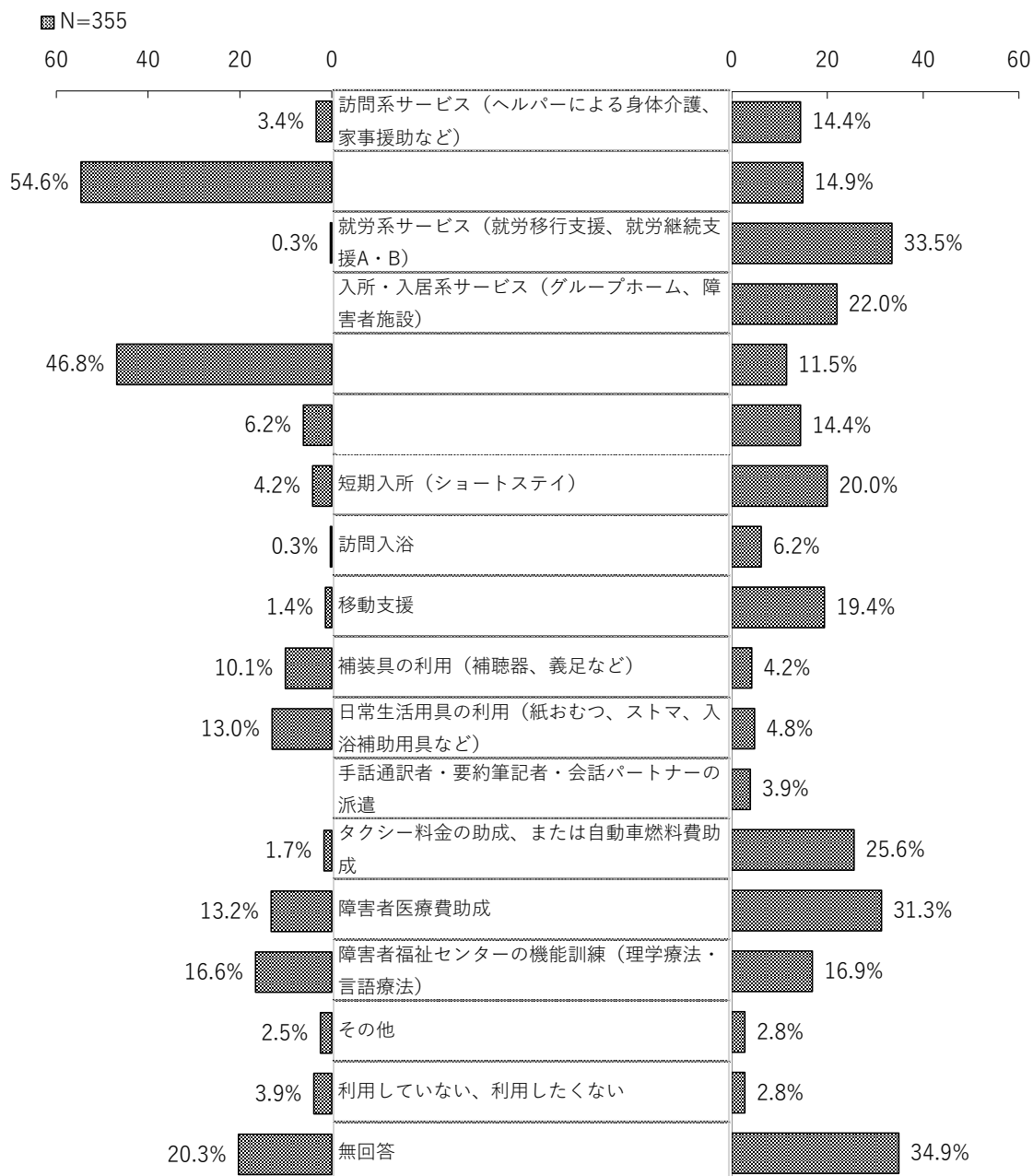


- 「障害児」でも、「今後利用したい障害福祉サービス」について、経済的な支援が多いが、施設利用では「就労系サービス」33.5%、「入所・入居系サービス」22.0%、「短期入所」20.0%となっている。

障害児

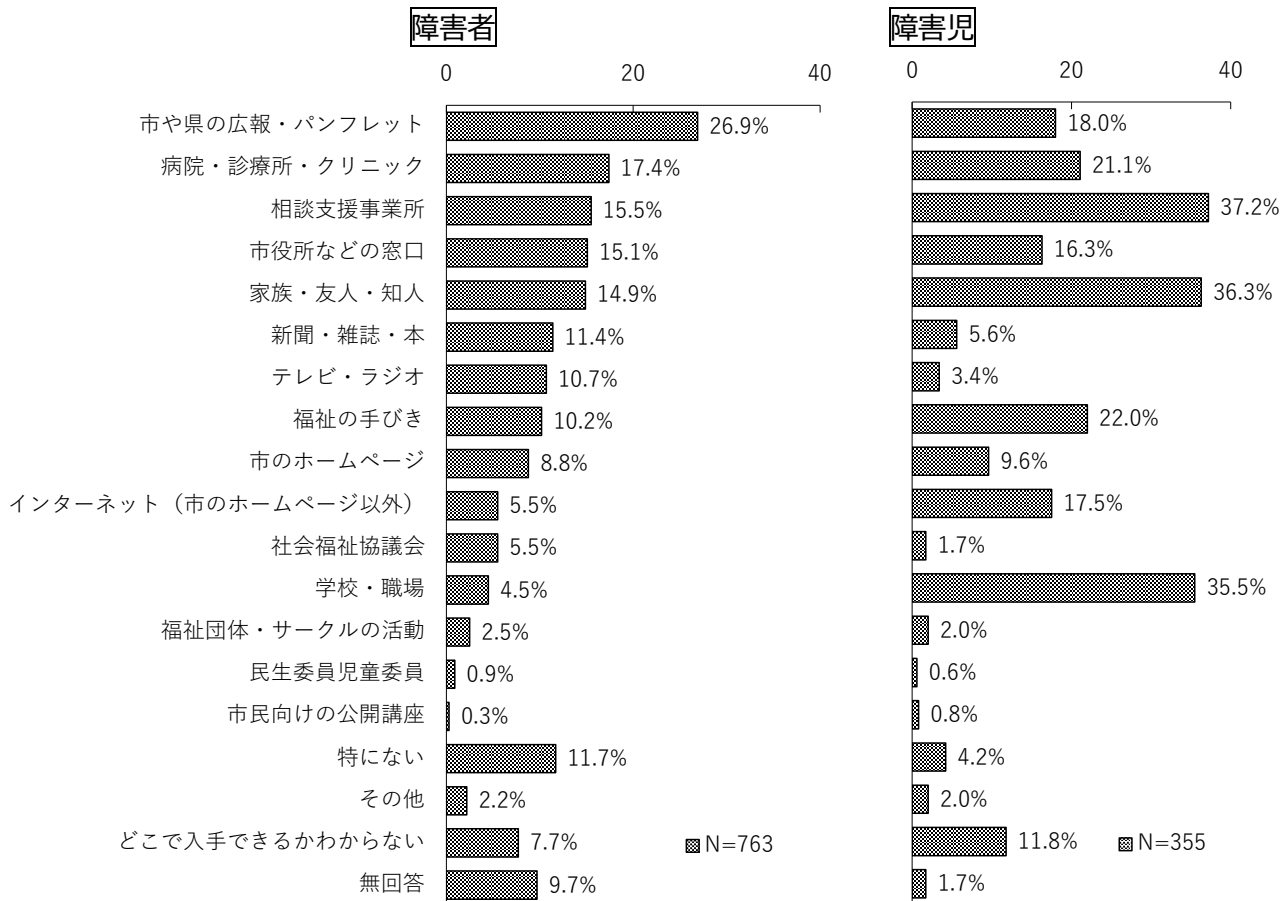
《障害福祉サービスの利用状況》

《今後利用したい障害福祉サービス》



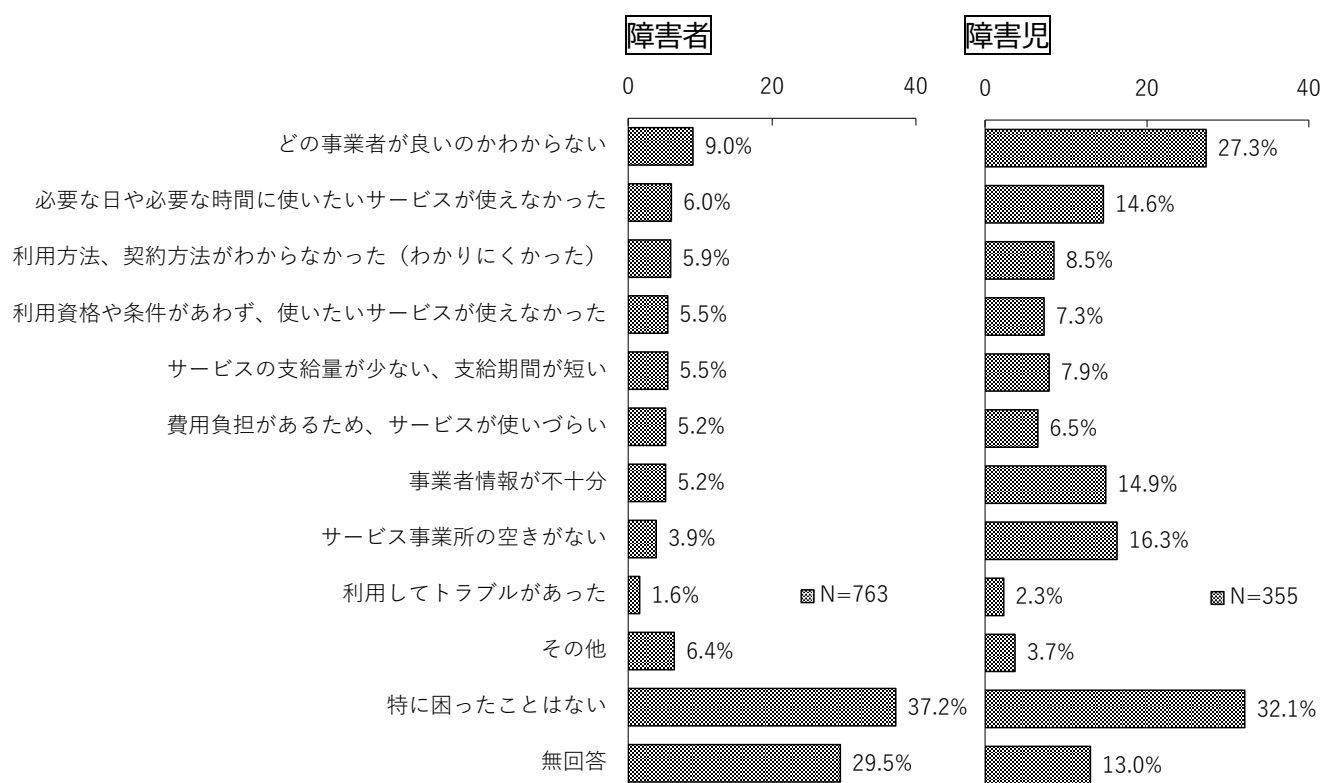
障害福祉サービスに関する情報は、どこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

- 「障害者」では、「市や県の広報・パンフレット」が26.9%で最も高く、次いで「病院・診療所・クリニック」が17.4%、「相談支援事業所」が15.5%、「市役所などの窓口」が15.1%
- 「障害児」では、「相談支援事業」が37.2%で最も高く、次いで「家族・友人・知人」が36.3%、「学校・職場」が35.5%



障害福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。(あてはまるものすべてに○)

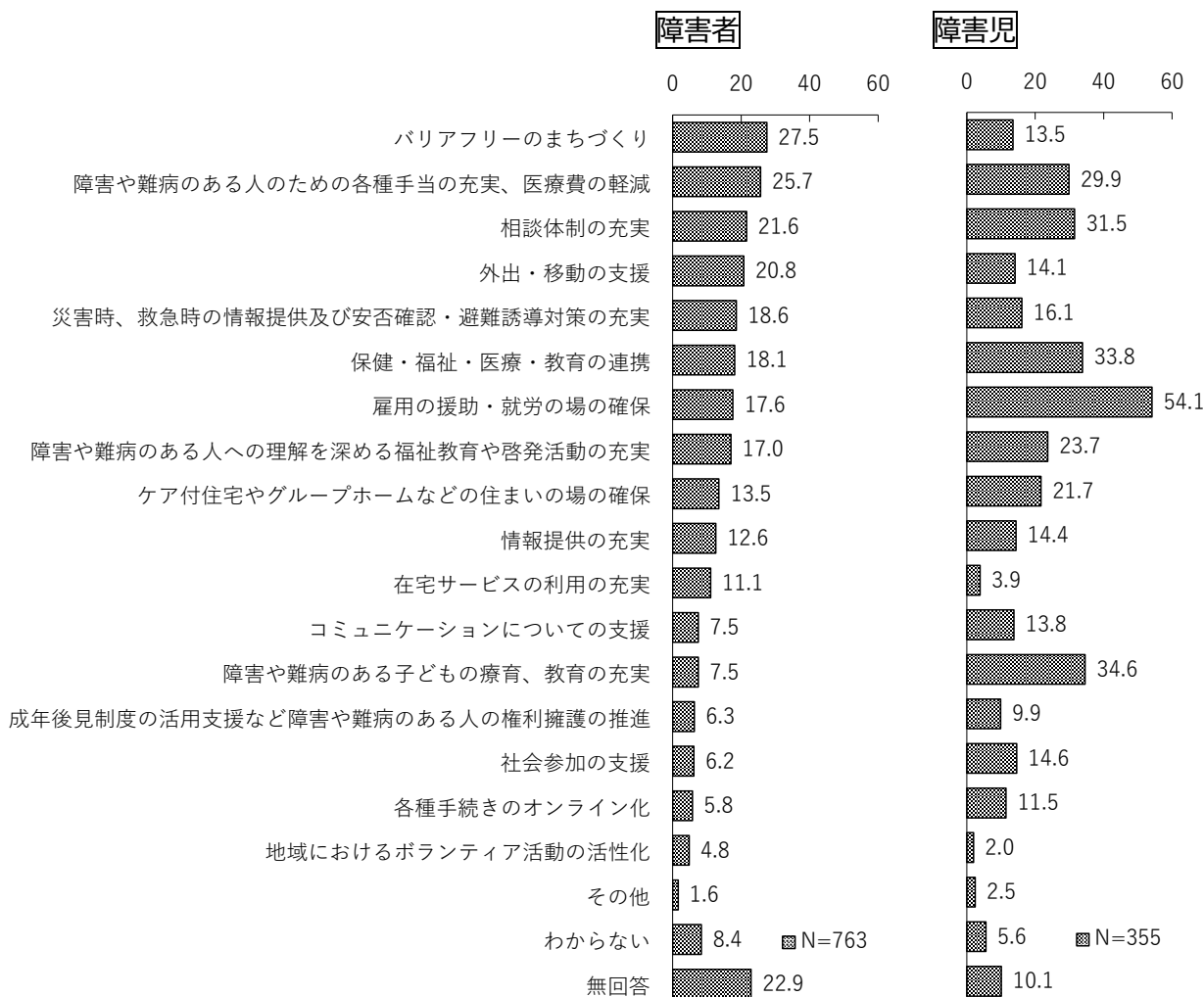
- 「障害者」では、「特に困ったことはない」が37.2%と最も高く、困ったこととしては、「どの事業者が良いのかわからない」が9.0%で最も高く、次いで「必要な日や必要な時間にしたいサービスが使えなかった」が6.0%、「利用方法、契約方法がわからなかった(わかりにくかった)」が5.9%
- 「障害児」では、「特に困ったことはない」が32.1%と最も高く、困ったこととしては、「どの事業者が良いのかわからない」が27.3%で最も高く、次いで「サービス事業所の空きがない」が16.3%、「事業者情報が不十分」が14.9%、「必要な日や必要な時間にしたいサービスが使えなかった」が14.6%



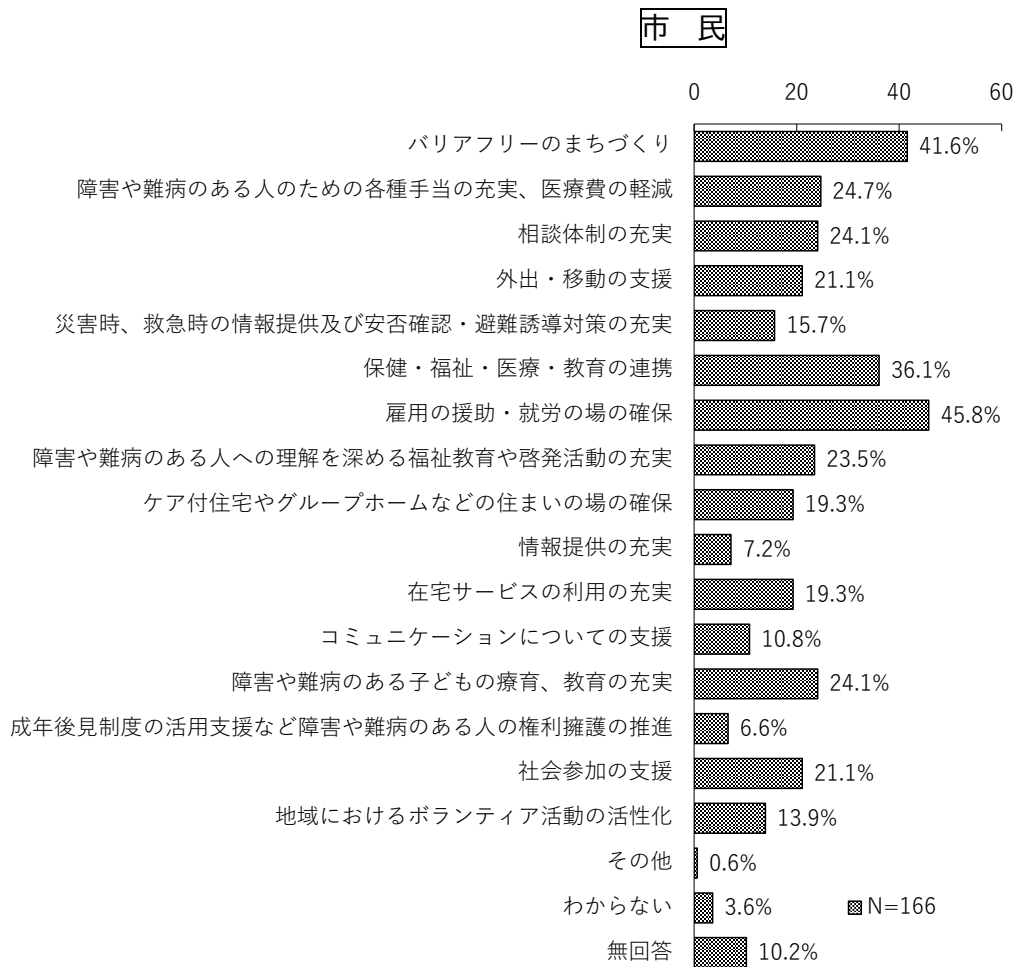
障害福祉全般

今後、特にどのような障害者施策を充実すべきであるとお考えですか。(〇は5つまで)

- 「障害者」では、「バリアフリーのまちづくり」が27.5%で最も高く、次いで「障害や難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が25.7%、「相談体制の充実」が21.6%
- 「障害児」では、「雇用の援助・就労の場の確保」が54.1%で最も高く、次いで「障害や難病のある子どもの療育、教育の充実」が34.6%、「保健・福祉・医療・教育の連携」が33.8%



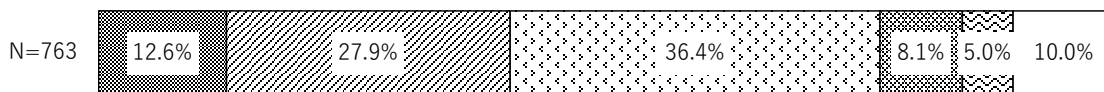
- 「市民」では、「雇用の援助・就労の場の確保」が45.8%で最も高く、次いで「バリアフリーのまちづくり」が41.6%、「保健・福祉・医療・教育の連携」が36.1%



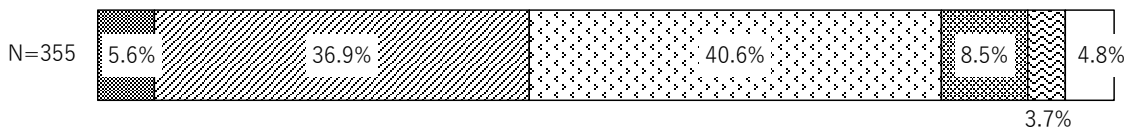
四日市市は障害者にとって暮らしやすいまちだと思えますか。

- 「障害者」では、『暮らしやすいまちだと思う』（「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」を合わせたもの）が40.5%
- 「障害児」では、『暮らしやすいまちだと思う』（「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」を合わせたもの）が42.5%
- 「市民」では、『暮らしやすいまちだと思う』（「とても暮らしやすいまちだと思う」と「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」を合わせたもの）は16.3%
- 市民が思うより、当事者は暮らしやすいと感じている

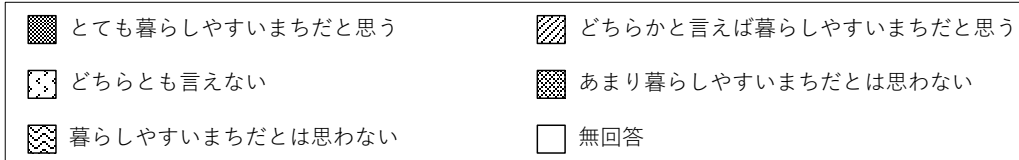
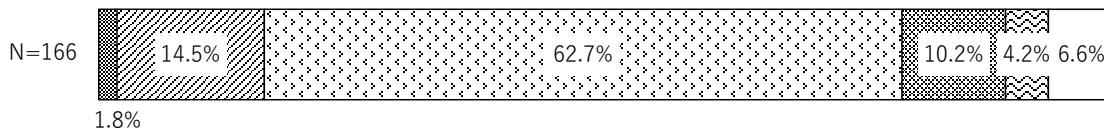
障害者



障害児



市民



基本理念である「互いに違いを認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現」を達成するためには、行政を中心として、市民、関係団体や事業者など、四日市市にかかわるすべての人が一体となって取り組む必要があります。

障害についての理解や社会的関心を高めていくとともに、各主体がそれぞれの役割を果たしながら協働のもとで計画を推進するため、障害のある人が参画する四日市市障害者施策推進協議会を核として、庁内の関係各所属及び関係機関とのより一層の連携強化を図るとともに、四日市市総合計画を踏まえ、施策の効果的かつ総合的な推進体制を整備していきます。

(1)市民参加の推進

- ①四日市市障害者施策推進協議会をはじめとして、障害のある人が政策の決定や計画の推進にかかわることのできる機会の充実に努めます。
- ②計画の推進における市民、障害者団体、地域、企業等の参加を得るため、障害者施策に関する情報提供や広報の充実による意識啓発に努めます。

(2)協働・連携体制の整備

- ①行政においては、広範にわたる障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な取り組み体制を強化します。
- ②四日市市障害者施策推進協議会を核として、市内5箇所の委託相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関、庁内関係部署間の連絡調整を密にし、連携による取り組みの推進を図ります。
- ③四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会及び同協議会部会の活動を通じて、障害福祉サービス事業所間などの連携を密にし、ケースや地域課題等の共有化を促します。
- ④国、三重県等との連携を十分に図りながら施策の実現に努めるとともに、制度の改正等に際しては、地方の意見を取り入れるよう国、三重県等に要請していきます。

(3)計画の進行管理

- ①四日市市障害者施策推進協議会において計画の進捗状況を定期的に点検、評価し、毎年度の事業にその意見を反映させるよう努めます。

参考資料

策定経過

年月日	協議会等	協議事項等
令和4年5月25日	第1回障害者 施策推進協議会	第5次四日市市障害者計画策定に向けたアンケート の内容等についての協議
令和4年11月9日	第2回障害者 施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第4次四日市市障害者計画の進捗状況の確認 ●第5次四日市市障害者計画策定に向けたアンケート の進捗と今後のスケジュールについての報告
令和4年11月1日 ～ 令和4年11月30日	アンケート調査	障害者調査、障害児調査、市民調査、事業所調査
令和5年5月29日	第1回障害者 施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果の報告 ●第5次四日市市障害者計画の骨子案等についての 協議 ●第5次四日市市障害者計画策定にかかるヒアリン グ実施についての協議
令和5年10月6日	第2回障害者 施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第4次四日市市障害者計画進捗状況の確認・協議 ●第5次四日市市障害者計画のヒアリング結果、骨 子案等についての協議
令和5年11月15日	第3回障害者 施策推進協議会	第5次四日市市障害者計画の素案についての協議
令和5年12月25日 ～ 令和6年1月24日	パブリック コメント	
令和6年2月2日	第4回障害者 施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果報告 ●第5次四日市市障害者計画の策定についての協議

障害者施策推進協議会要綱

制定 昭和57年8月27日 告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会への「完全参加と平等」という基本理念への実現に向けて、関係機関が緊密な連携のもとに協議し、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、四日市市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企業等雇用関係団体の代表者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) 教育福祉施設の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置き、市職員の中から市長が指名する職員をもって充てる。

2 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査研究するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、幹事及び関係者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する事務を処理する。

4 部会長は、会長から付託された事項について、会議の経過及び結果を協議会に報告するもの

とする。

(一部改正〔平成17年告示103号〕)

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(一部改正〔平成24年告示208号〕)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(一部改正〔平成17年告示103号〕)

附則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附則(平成5年3月31日告示第107号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則(平成6年3月31日告示第65号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成9年6月16日告示第198号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則(平成17年2月4日告示第103号)

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附則(平成24年4月17日告示第208号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附則(平成25年5月16日告示第316号)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

四日市市障害者施策推進協議会委員名簿

区 分	役 職	氏 名
企業等雇用団体	四日市商工会議所 総務部長	田中 克昌
障害者団体の代表者	四日市市身体障害者団体連合会	伊藤 和子
	四日市市身体障害者団体連合会	鈴木 二三子
	四日市市身体障害者団体連合会	松原 厚子
	四日市市手をつなぐ育成会	松崎 稚弓
	四日市市手をつなぐ育成会 副会長	水谷 泉
	四日市市手をつなぐ育成会	伴野 里佳
	四日市市精神保健福祉会 会長	川北 秀成
	四日市市精神保健福祉会	佐藤 香菜子
社会福祉団体の代表者	四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	須藤 陽子
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 理事	原田 豊子
	障害者相談支援センターソシオ 管理者	中島 千恵
教育福祉施設の代表者	三重県立特別支援学校北勢きらら学園	齋藤 一樹
	三重県立特別支援学校西日野にじ学園	金島 律子
	社会福祉法人四日市福祉会 理事長	柏木 三穂
学識経験者	四日市大学 名誉教授	松井 真理子
関係行政機関の職員	三重県北勢児童相談所	岡本 悠里
	四日市公共職業安定所長	高木 俊宏
市の職員	四日市市教育委員会教育監	前田 賢一
	四日市市健康福祉部長	太田 義幸

※ 任期 令和6年1月1日～令和7年12月31日

令和5年度 四日市市障害者施策推進協議会 幹事名簿

区 分	役 職
危機管理統括部	危機管理課長
政策推進部	広報マーケティング課長
総務部	人事課長
	職員研修所長
	人権・同和政策課長
市民生活部	市民生活課長
こども未来部	こども未来課長
	こども保健福祉課長
	こども発達支援課長
	児童発達支援センターあけぼの学園長
	保育幼稚園課長
シティプロモーション部	スポーツ課長
商工農水部	商業労政課長
都市整備部	都市計画課長
	建築指導課長
	道路建設課長
	道路維持課長
	市営住宅課長
教育委員会	学校教育課長
	教育支援課長
健康福祉部	社会福祉事務所長
	福祉総務課長
	高齢福祉課長
	障害福祉課長
	健康づくり課長
	保健企画課長
	保健予防課長
社会福祉協議会	福祉支援課長

用語解説

あ行

アクセシブルな書籍等

読書バリアフリー法に規定する視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍。点字資料、拡大資料、触る絵本、LLブック、布の絵本、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー資料、オーディオブック、テキストデータ等がある。

医療的ケア・医療的ケア児

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいう。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

LLブック

やさしい言葉や、ピクトグラム（絵文字）や写真などを使い、分かりやすく読みやすい形で書かれた本。「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast（分かりやすく読みやすい）」の略。

SSピンポン

中に金属球が入った転がすと音がするオレンジ色の球と、ラバーなしのラケットを用い、テーブルとネットの間の隙間をくぐらせる競技。

NPO法人

NonProfitOrganizationの略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）などを、地域の実情に応じて実施する機関。平成24年度に障害者総合支援法により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置することができるとされ、令和6年4月から設置が市町村の努力義務となった。

権利擁護

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない場合に、財産侵害や不当な金銭消費貸借契約の締結、虐待などの不利益を被らないように、本人の自己決定権を尊重しながら、様々な権利が侵されないよう保護すること。

合理的配慮

障害のある人が、障害のない人と平等にすべての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁（バリア）を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害のある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うこと。令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正により、行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化される。

さ行

サピエ図書館

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

CLM（チェック・リスト・in 三重）

保育園、幼稚園、こども園に通う気になる子の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、三重県立子ども心身発達医療センターが開発したアセスメントツール。

指定福祉避難所

令和3年に災害対策基本法施行規則が改正され、高齢者や障害のある方など、避難生活において、特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される福祉避難所について、あらかじめ受入対象者として特定された人が避難する施設である指定福祉避難所の制度が創設された。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他の一切のものをいう。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害のある人の福祉について国民の理解と認識を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無等に関係なく、誰もが円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作または利用できるようにすること。

自立支援協議会

地域における障害のある人への支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関として市町村が設置する協議会。

精神に障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム

精神に障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、地域の医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された総合的な支援体制。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

相談支援ファイル

子どもの成長や特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用するファイル。

相談支援事業所

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う「指定特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援を行う「指定一般相談支援事業所」がある。

た行

地域生活支援拠点

グループホーム又は障害者支援施設に付加された拠点で、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らしやグループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援するものである。なお、拠点を設けるのではなく、地域において複数の機関が機能を分担する仕組み（面的整備）も考えられる。

デージー（DAISY）資料

DAISYは「Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）」の略称。目次から読みたいページに飛ぶことができる、音声にテキストや画像を同期させること等ができる、デジタル録音図書。

特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害などのある児童・生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

二次避難所

障害のある人、高齢者など、一般の避難所生活で特別な配慮を必要とする人を受け入れるために開設する福祉避難所。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある人が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うもの。

は行

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁（バリア）の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去」という意味でも用いる。

避難行動要支援者名簿

高齢者、障害のある人等、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。災害対策基本法の一部改正により作成が義務付けられた。

ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された人で任期は3年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任する。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。

要約筆記

聴覚に障害のある人の知る権利を守り、社会参加を促進するための情報保障の手段のひとつで、話し手の話の内容を要約し、その場で文字にして聴覚に障害のある人に伝達することをいう。手書き要約筆記とパソコン要約筆記の2種類があり、それぞれ個人向けのノートテイクと、講演会等で提供する全体投影がある。

四日市市発達障害等早期支援事業（プロジェクトU-8事業）

言葉に関する課題や、対人関係・社会性の課題、学習上の基礎的な能力に関する課題がある4歳から8歳までの幼児・児童に対して、早期に対応し、保育園、幼稚園、こども園や小学校と連携をとりながら、自己肯定感を持って小学校へ入学できることや、小学校生活を楽しく過ごすことができるように支援する、四日市市の事業。言葉の教室、友達づくりの教室、学びの教室及び保護者対象の教室の4つの教室で支援するもの。

ら行

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

リハビリテーション

運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障害のある人の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

第5次四日市市障害者計画

発行年月：令和6年3月

発行：四日市市 健康福祉部 障害福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL：059-354-8171

FAX：059-354-3016

E-mail：syougai Fukushi@city.yokkaichi.mie.jp

市ホームページ：http://www.city.yokkaichi.lg.jp

